

第87回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成31年3月14日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） 皆様、おはようございます。議員並びに町当局の皆様には、おそらいでご出席を賜り、まことに御苦労さまであります。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに9番、岡本義次君の発言を許可します。

〔9番 岡本義次君 登壇〕

9番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。9番議席、岡本義次でございます。

梅の花が満開になり、桜もつぼみをつけ、もう開こうとしております。

しかし、朝晩、非常に寒い日が続いたり、天候が不順でございますので、皆様もお体気をつけていただきたいと思います。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目につきましては、滞納整理について。2件目の応援協力隊をつくれぬのか。3つ目のさよさよサービスについては、2件、3件につきましては、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、滞納整理について、この3月議会で滞納の条例が整備され、各課の取り組みが統一されると聞きました。

そこで、次のことを町長に伺います。

1、税金、町営住宅等、住宅貸付、上下水道、給食費等幾らくらいの、滞納があるのでしょうか。

2つ目、私が、いつも取上げ、よく調査し、病気や無職で給料が入らない人については、生活保護で援助してあげるとか、また、毎月給料が入り、大きな家屋に住み、大きな車に乗っている方は、ちゃんともらってきていただきたいと思います、税の公平性で世の中は成り立っております。正直者がバカをみないようになっているのか。この点について、お伺いします。

3つ目、今後、滞納の整理をどのように対処していくのか。

4つ目、整理はなかなか難しく、警察のOBが入った専属のチーム等のお考えはあるのでしょうか。

5つ目、運転ができない方は、役場に来てくれでなく、訪問するとか、そういう措置はできないのでしょうか。

この点について、この席からの質問といたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今日、明日、2日間にわたりまして、一般質問9名の議員の皆さんから質問の通告をいただいております。それぞれ、また、私なりに、できるだけ詳しくご答弁をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ただ、今、ちょうど、花粉症の季節で、私も、ちょうど、毎年なんですけれども、ひどい花粉症になっておまして、声が、こういう声で、非常にお聞き苦しいところがあると思っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

それでは、岡本議員からのご質問、最初の滞納整理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町では、「町民負担の公平性の確保」と「公正かつ円滑な財政運営の確立」を目的に、債権管理の適正化を図るため、今期定例議会に「債権管理条例の制定」を議案として提出させていただいてご審議をいただいております。

この条例は、町の債権につきまして、法令の根拠を整理し、法令に基づいた今後の債権管理の指針とするものでございます。

町の債権にもさまざまな債権がございますが、全ての債権において共通しているのは、債権管理を怠り、債権を放置することは許されないということでございます。今後とも、さらに債権管理の適正化に取り組んでまいりたいと思っております。

それではまず、1点目の各債権の滞納額について、お答えさせていただきます。

町税、町営住宅使用料、住宅建設資金等貸付金、上下水道使用料等の滞納額でございますが、滞納繰越分の本年1月末現在の滞納額につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、町民税が約9,250万円、国民健康保険税が5,750万円、後期高齢者医療保険料が150万円、介護保険料が990万円、保育料が25万円、町営住宅使用料が230万円、下水道使用料が1,190万円、農集・コミプラ・個別排水の下水道使用料が550万円、上水・簡水などの水道の使用料が1,570万円、住宅建設資金等貸付金が7,120万円と、長年にわたって、こういう滞納が積み重なっております。合計で約2億6,800万円余りが滞納となっているところでございます。

また、給食費は、公会計ではございませんが、滞納は約4万円でございます。

次の2点目「病気や無職で給料が入らない方と、毎月給料等が入り、大きな家屋に住み、また、大きな車にも乗っている方との公平性というご質問でございますが、滞納している方にもさまざまな事情がありまして、納めたくても納められない方もおられることは承知をいたしております。

滞納整理事務では、まず、督促状の送付、さらに催告書の送付という手順をとっておりますが、町税の場合、この催告書には期限までに納付できない場合は納付相談にお越しいただくよう記載をしており、納付相談で納付できない事情等をお伺いをいして、対応策を協議することといたしております。もちろん電話による相談も受け付けておりますが、その相談の結果、一度に納付できない方には、資力に応じた分割納付も認めており、いよいよ生活困窮の方には、生活保護等福祉施策へつなぐということも実施をいたしております。

行政の基本は、住民福祉の増進であり、債権の取立によって、住民を生活困窮に陥れ、あるいは生活困窮状態にある債務者をさらに逼迫させるというようなことのないように、常に念頭において執行をしているところであります。

一方で、資力があるにもかかわらず、納税誠意がみられず、納付しない方につきましては、税においては預金、給与、生命保険等、それらを徹底的に、財産調査を行い、さらに場合によっては搜索も実施をし、財産の発見に努めており、判明した財産は差押えを実施して、換価して滞納町税に充てております。

常に滞納者個別の状況を念頭に置いて滞納整理を実施しており、事情に応じた公平な対応をしておるといふこととさせていただきます。

3点目の今後の滞納整理についてでございますが、滞納整理につきましては、全て法令に根拠規定がございますので、各債権ともそれぞれ法令の規定に基づき、徴収しなければならない債権は徴収し、徴収ができない債権は、適正に滞納処分執行停止や債権放棄などの徴収緩和措置をとるといふこととなります。

4点目の警察のOBが入った専属のチームということとさせていただきますが、本町では、平成29年度、30年度の2カ年にわたり兵庫県個人住民税特別対策班職員の派遣を受けまして、職員のスキル、能力の向上を図っておりまして、高額滞納者の自宅の搜索等を警察官の立ち会いもいただいて実施するなど成果を上げております。平成31年度においては、さらに職員のスキル向上のため研修受講の機会を拡大を図るとともに、近隣市の職員と身分を併任するということと連携を図るなどの新たな取り組みを進める計画といたしております。

最後の5点目、訪問徴収ということとさせていただきますが、岡本議員のご質問でございます運転できない方に対する訪問徴収ということとなりますと、相当の件数が想定されますので、町税での職員での対応は人員面、また、費用面からは困難と思われれます。

ただ、住宅使用料とか水道料等につきまして、どうしても長年、滞納されていた方につきましては、それぞれの担当課が訪問して、督促をしているというふうな取り組みも、当然、いたしております。

口座振替を利用いただくことが一番だと思っておりますし、その口座振替の手続きを一度していただければ、その後、役場、金融機関等の窓口にお越しいただく必要はございませんので、その手続をとっていただきたいというふうと考えております。ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 今、町長の答弁の中で、総計額としまして、2億6,800万円近くあるとお伺いいたしました。

その中で、やはりよく中身を調査、吟味していただいて、いわゆる生活困窮者で、どうしても払えないという方は別でございますが、そういう町長の、今の話の中にもありましたように、生活困窮者については、福祉につながる、そういう福祉の面で、生活保護等してあげるとか、そういうふうにしていただきたらと思っておりますが、毎月、給料が入っておったり、また、立派なお家、立派な車とか、そういう普段の生活ぶりから見た時に、そういう方が滞納されていらっしゃるの、どれぐらいあるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） どれぐらいあるというふうに、個別に一つ一つ説明することはできません。

ただ、それぞれの債権の滞納の中で、当然、それぞれの担当課において、状況等は把握して、これは、十分調査権、町税の場合であれば、そうした調査権というのを持っておりますけれども、私債権であります水道料金とか町営住宅家賃、使用料というものにつきましては、そこの中身に入って調査をする権限はありませんけれども、やっぱり、その生活の状態などを外から見る状態の中で、それぞれ収入はおありだというような中で、さらに滞納、納めるといふ、そういう誠意が見られないというような状況においては、全体の特に担当者のほうも、そういう徴収のために直接お伺いをして、会って、お会いして徴収をしているということもありますし、特に、そういう中で、私どもも、こうした債権の徴収を行うために各課連携をして、対策会議を持っております。それには、私も当然、出席して、そういう滞納がある場合は、かなりいろんな滞納がたくさん重なっている方が多いわけでありまして、そういう方のところを中心に重点的に、そうした徴収対策を行っております。

特に、町税というものが中心になって、その場合には、先ほども回答させていただきましたように、強制執行まで行っております。

ですから、こういう場合には、警察官、警察にも協力をいただいて、警察官の立ち会いもいただいて、中の家財等の調査もしておりますし、そういうことを、重ねてやっております。

ただ、2億6,000万円余りという大きな額になっております。これは、非常に長年にわたっての、そういうものが積み重なった額でありまして、この中には、もう既に、そうした滞納者が何十年も前の滞納額もありますから、もうお亡くなりになっている場合もありますし、行方不明というところもたくさんあります。

そういう状態というのは、この社会の中で、どうしても時間が経っていくと、そういうような状況になっていって、それがずっと残っているというような状況もあります。

そういうものも含めての額であります。

ですから、そうしたものを、今後、長く残さないように、どうしても、先ほどお話のように生活困窮で生活保護を受けなければならない。そういうような状況で、全く財産等もないというような状況になりますと、その債権については、きちっと整理をして、後に残さないようにしていくと、そういうことも必要だということで、今回の債権管理条例を制定をしたいということで、審議をお願いしているところであります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） 本当に難しい問題ではありますけれど、今まで、そういう立派なお家とか、給料が入っておるといふ方については、強制執行等もされたと聞きましたけれど、それは何回ぐらいされましたか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、強制執行の中にも預金の差し押さえとか、それから給与の差し押さえ、そういうのは継続してやっております。

それから、車なんかの所有者、それにロックをかけるとか、そういうことは、以前から税務課のほうで対応をしております。

それから、先般も、これも年に何回かありますけれども、どうしても誠意が見られないところについては、先ほど言いましたように、警察官の立ち会いを、佐用警察のほうに依頼をして、警察官の立ち会いもいただいて、そして、そこで家宅、中の搜索をするというようなことも、これは町税の場合は、それは、調査権を持っておりますので、できますので、そういう執行もしております。それは、特に、預金の差し押さえ等なんていうのは、かなり毎月のように、私のほうに決裁が上がってきておりますので、かなりの数になります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） どう言うんですか、ほかの市町村等の情報を聞いてみますと、警察のOBの方はが入ったり、また、そういう専属的なチームをつくって、そういうふうなことに頑張っているというようなことも聞きました。

佐用におきましては、そういうところまでは、まだいっていないんじゃないか思うんですけれど、今後、そういうような体制、自分とこで町内であれば、ちょっと行きにくいということであれば、近隣市町村と連携を取り合って、例えば、佐用町の方が上郡のほうへ行くとか、上郡の方が佐用へ来るとか、将来においては、そういうようなお考えはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵逄町長。

町長（庵逄典章君） この件も先ほど、お答えをさせていただきました。それは、聞いていただいたと思うんですね。近隣の市町と職員が併任をして、例えば、宍粟市の職員が、佐用の、そういう滞納整理に協力する。また、佐用から宍粟へ行く。こういうことも、今、考えて取り組んでおりますということも、お答えをさせていただきましたとおりです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） 考えていらっしゃるということでございますけれども、やはり、全体として2億6,800万円からの、こういう滞納がありますので、もし、それらの方は、私がいつも言うておりますように、そういう金額が入ることによって、皆さんが、税を納めることによって、世の中は、成り立っております。

今、学校のことも田んぼの田畑、道路、水路、河川、そういういろいろな介護、国保、

いろいろな面で、皆さんが、税によって、それらが成り立って、世の中が運営というのか、されておるような状態でございますので、できたら、そういうふうな方が分納であっても払っていただくような格好の中で、相手とよく話をさせていただいて、これちょっとでも減っていくように、それぞれの担当部署は大変でございましょうけれど、御苦勞をおかけしますけれど、頑張ってくださいたいと、このように思います。

この点については、以上といたします。

2つ目の2項目の面について、入らせていただきます。

応援協力隊をつくれぬのかということでございまして、町内で各地区において、ひまわりの花を植えられて、多くの町外の観光客が見えております。

その方たちが、町内で食事や買物、ガソリン等入れられ活性化につながっております。

どこの地区でも高齢化が進み、だんだんしんどくなつたと、聞いております。

そこで、役場の主導で音頭をとり、植えつけ等の忙しい時に、早い植えつけの地区に、遅く植えつけられる地区から応援に行き、また、行った先から、応援に来てもらう。役場もシルバー人材センターで、何人かの応援を促し、その何人分かの半分でも支援してあげるといふようなことはしてあげてもいいのではないかと。このままだと、地区において、ひまわりがやめられる地区が出てくると思いますが、町長及び農林振興課はどのように思いますか。その点について、お伺いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のひまわり栽培について、応援協力隊をつくれぬのかというご質問にお答えをさせていただきます。

ひまわり栽培につきましては、現在6地区で栽培を、毎年いただいております。

ひまわりの栽培作業は、播種や収穫など、その多くが機械作業となりますが、6月中旬から7月下旬までの中耕作業は、炎天下での作業を余儀なくされる重労働でありますことから、特に栽培農家の負担になっているものと思われま。

しかしながら、この作業は梅雨の合間を縫って行うこととなるために、どの地区も同じ時期になってしまいますので、ひまわり栽培地区同士の応援協力は非常に難しい状況と思われま。

また、もち大豆等の栽培におきましても同様の作業が必要でありまして、町といたしましては、ひまわりの栽培に限らず、これらの作物の栽培農家の重労働を少しでも軽減できるように農業機械の導入など可能な支援を行い省力化につなげ、農業者の生産意欲の向上を図りたいというふう考えております。

なお、ひまわり栽培につきましては、林崎自治会においてひまわり栽培の効率化や作業応援の体制づくり、また、にぎわいや活性化を目指す取り組みを行うためのきっかけづくりとして、県補助事業の「がんばる地域応援事業」を活用した取り組みが進められておりまして、この中で、隣接の下徳久上自治会より応援についての打診をいただいて、平成31年度以降の栽培についての応援体制などについて協議中ということでございます。

今後、ひまわり祭り実行員会やひまわり作付会議の中で、このような事例を参考にして、各地区の意見を出し合いながら、応援体制などにつきましても協議してまいりたいというふう考えているところでございます。

以上、ご質問に対するご答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） その中で、時期がいつぺんになるということを答弁されましたけれど、やはりひまわりによっては、早くつくるやつとか、遅くつくるやつと、そういうやつについても、かかる作業というのは、やっぱりいつぺんになるのでしょうか。そこらへんについて、お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えさせていただきます。

ひまわりの作付に関しましては、一番早い時期になりますと、4月の末より播種が始まりまして、6月の初めまでという形態でございます。

当初の時期につきましては、2地区先行型ということで、4月の末、5月の当初ということで、時期が若干ずれております。ほぼ、播種から40日後をめどに、中耕・培土のほうを行いますので、その段階での作業というのは、この2地区に関しては、ほかの地区よりも早く行いますので、かぶらないかと思えます。

ただ、あとの4地区につきましては、1週間ごとに、ほぼ作付をするといった状況でございます。

先ほど、町長からの答弁でございましたように、梅雨のさなかでございますので、天候を見ていくと40日基準というのが、若干前後いたしまして、同じように晴れた日に一斉に行うというような実態になってございますので、時期がかぶるといったご答弁のほうをさせていただきます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 4地区は、そういうような格好で無理としても、2地区の早い、遅いのところについては、やはり例えば、人数的に、5人でも10人でも、その折に応援に行けるということであれば、双方で助け合う。そして、また、町からもシルバーを派遣して、10人派遣すれば、5人ぐらいは町は、その分見てあげるとか、そういうふうなことは、お考えないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それぞれの地区においても、このひまわりだけを専業に栽培していただいているわけではありません。これは、転作作物と言われるように、一応、休耕田を活用して、そのほかの当然、作業の中には、ひまわりだけじゃなくって、本来の水稻と作付準備というのは、農作業の中にはあるわけです。だから、どこの地区も、この間という

のは、非常に忙しい。それぞれが計画をして、順番に、そうした作業は行われているということでもあります。

それから、シルバー等の派遣ということですが、これについて、当然、それには経費がかかります。それは、全く、それに対しての、ひまわり栽培に対しての補助金というものが、交付金が支払われているわけで、そういうものを活用して、地域が、そういうことを求められれば、それも可能かと思えますけれども、なかなかシルバーの方と言っても、そんなに、たくさんの方がいらっしゃるわけでもありませんし、費用についても、その地域だけ町が見るというのは、今のところ簡単にはできることではありません。

そういう中で、一番は、そういう中耕作業等についても、何とか省力化ができないか、機械化ができないかということで、機械等の導入等、まず、町としても支援をして、そうした導入を図っているということですし、そういう中であって、そうした近隣のところからも、そういう申し出もいただいたということで、そんな中で、どんな作業が、どんな形で応援いただけるのかということも、これは、私どもじゃなくって、直接、それぞれの地域の方々が一緒に話し合っていて考えていただかなければわからないんですけれども、できることがあれば、そういう形で、応援もいただいて、ひまわりを続けていこうという機運です。そういう気持ちを持って継続していただくと、このことにつながっていければというふうに思います。

町としては、今、取り組んでいるのは、そういう状況です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） やっぱり、ひまわりだけじゃなくって、もち大豆みそ、そして、また、ほかの作物についても、そういう、みんな高齢化になって、だんだんつくれなくなりつつの状態がありますけれど、それらについては、お互いの協議会が連絡とりながら、少しでも長くつくれるように、双方が助け合っていていただけたらと思います。

前にも、ちょっと聞いたんですけれど、ひまわりの分についての、どう言いますか、国のほうの補助いうんですか、そういうようなんは、なくなるとか、なくならんとかいうようなこと聞きましたけれど、そこらへんは、どんなんでしょう。続くんですか。今後とも、そういう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今現在のところ、同様の補助のほうをさせていただくということで、予定をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、まだ、国、県からのほうで、そういうやつは、応援いうんですか、打ち切るというようなことは、まだ、来ていないんやね。まだ、ずっと続いて

いくというふうに解釈したらいいんですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 補助制度のほうも、国のほうで見直し等ということで、検討はされているようでございますけれども、町としては、基幹作物と言いますか、先ほど、議員さんのご質問の中にもございましたように、事業効果が非常に高いものでございますので、町としてもできる限り、今のまま支援を続けさせていただきたいというふうには考えてございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） まあ、そのように少しでも田んぼや畑をほったらかして、草ぼうぼうになること思ったら、みんながしんどいと言いながらでも補助をいただくことによって、こうやって続けていくことによって、町外からの大勢の観光客が来ていただいて、そういう活性化につながるように、今後とも各地域においても協議会の中で相談していただいて、また、役場の農林振興課も、そういう、いろいろなバックアップの中で、応援をしてやっていただきたいと、このように思っております。

この件につきましては、以上といたします。

3 点目に入ります。さよさよサービスについて。

1、さよさよサービスの利用状況は、高齢化等に伴って免許返納等があると聞いております。そういう利用者について、増えていっておるのか、減っているのか。そこらへんについて伺います。

2 目、さよさよサービスの乗車券を買い、本人が病院に入院したとか、娘さんとこ行ったとかして、使えなくなった時に、そういう場合には当事者でなくとも、残っている券の払い戻しができないのかというのが 1 つと、家族であれば、当事者でなくても使えるようにできないのか。その 2 点について、お伺いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、現在、運行しております、さよさよサービスについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、さよさよサービス運行事業のこれまでの経緯と現状について、改めて、少し、最初に説明を申し上げます。

さよさよサービスは、平成 19 年 2 月から市町村運営有償運送事業として、町が事業主体となって、町内に住所を有する公共交通機関の利用困難な 65 歳以上の高齢者や介護認定を受けている方、身体障害者手帳 3 級以上の交付を受けている方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などを対象として運行をしていました。

その後、平成 25 年 4 月以降は、事業主体を佐用町社会福祉協議会に移譲して、自家用

有償旅客運送の過疎地有償運送事業として運行し、その後、また、平成 27 年 4 月に道路運送法の一部改正に伴いまして、公共交通空白地有償運送事業という名前になって、事業名称が変更されて、現在まで運行を続けているというところであります。なお、運行する車両については、佐用町所有の車両 5 台を社会福祉協議会に貸与しているという形になっております。

それでは、ご質問 1 点目のさよさよサービスの利用状況は免許返納等があり、増えているのか、減っているのかということでございますが、佐用町高齢者運転免許証自主返納支援事業によりまして、運転免許証を自主返納された高齢者については、申請書の提出により、タクシー運賃助成利用券 1 冊と、さよさよサービス利用券かコミュニティバス利用券、江川ふれあい号の乗車券のいずれか 1 冊を、贈呈をすることになっております。

さよさよサービスの利用券を申請された方の件数は、ここ 3 年では、平成 27 年度に 57 件、平成 28 年度に 71 件、昨年度、平成 29 年度が 87 件と、増加している状況であります。江川ふれあい号を含むさよさよサービスの利用状況は、平成 23 年度の延べ利用者数が 1 万 6,766 人をピークとして、徐々に減少して、平成 29 年度、昨年度は 1 万 3,320 人の利用となっております。高齢者ドライバーによる事故防止と公共交通の利用促進を目的とした運転免許証自主返納支援事業と利用者の面で連動した動きにはなっておりません。

利用者数が徐々に減少している、この理由といたしまして、利用者の大半であります 65 歳以上の高齢者の人口が、住民基本台帳データから見ますと、平成 23 年度末の 6,316 人から平成 29 年度末では 6,682 人と 366 人増加しているところでありますが、実際に高齢者の方々、ほとんどの方々は、以前から免許を保有されているということで、免許証を返納するに至らない、元気な高齢者の方が増えているということが第一だというふうに思います。

以前は、免許証を持っていない高齢者の方々も、たくさんいらっしゃったと。現在、そういう高齢になられている方は、ほとんどの方が、免許を女性の方も含めて所有されて、これまで自分で車を運転され、65 歳以上になられても、当然、皆さん、お元気ですから、相当、80 歳、85 歳になっても、やはり元気な間は、自分で運転をされている方が多いということが、主な原因だというふうに思います。

また、もう 1 つの理由として考えられるのは、さよさよサービスだけではなくて、コミュニティバス、また、タクシーの利用助成券、また、社会福祉協議会による移送サービスや社会福祉法人のデイサービスなど送迎など、多様な、今、移送サービスが、現在、佐用町内には、移動手段としてありますので、そうしたものを利用されているというところも 1 つの原因ではないかなというふうに考えております。

次に 2 点目のさよさよサービスの乗車券を買って、本人が病院に入院とかして使えなくなり、そういう場合には当事者でなくとも、残っている券の払い戻しができないのか。また、当事者でなくとも、家族の者が使えるとかいうことが、できないのかということでございますが、佐用町が事業主体となり開始した当初から、利用者及び利用者以外の方からの利用券の払い戻しについては行っておりません。その理由といたしましては、さよさよサービス利用券は、1 冊が 10 枚セットで 65 歳以上の方などは、1 冊 3,000 円で購入していただいております。1 回の乗車で 1 枚 300 円という利用単価を安く設定していることや、利用者以外の方からの払い戻しについては、利用者と払い戻しを希望される方との関係の確認が困難であるということなどであります。

また、事業主体が社会福祉協議会に移譲されたことに伴いまして、利用券売り上げにかかる会計についても社会福祉協議会へ移しておりますので、返金等の対応については、事業主体の判断によることとなりますが、実務的に大変煩雑な事務作業になりますので、この点は、困難であるというふうに思っております。

なお、利用券には他の人への譲渡、貸与、転売の禁止や払い戻しができないことなどの注意書きも印刷しておりまして、初めて利用する方には、そうした内容についても、ご説明をして、ご理解をいただいた上で販売をしているところであります。

交通にお困りの町内在住の方は、どなたでも利用できますので、利用券の使用については、これまでどおり購入者のみの使用ということで、ご理解をいただいて、ご利用をいただきたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 高齢者の方が増えてきて、免許証を返納される方も次々出ておりますけれど、そういう方が増えていっても、さよさよサービスの利用とのリンクはなっていないということがございますけれど、それだけ元気な方が運転されたりしておるのかもわかりませんし、近くの子供さんらがいらっしゃって、買い物とか、駅とか、銀行とか行くのに、乗せていただいておるのかもわかりませんが、この佐用の駅、近くの方は、歩いて買い物に行ったり、駅へ行ったり、また、銀行へ行ったり、役場へ行ったりされておりますけれど、ちょっと、離れたところに住んでいらっしゃる方については、なかなか、免許証返納すれば、さよさよサービスを利用するということがございますけれど、そのさよさよサービスが前日から連絡しておかないと、当日には乗れないということになっております。

ですから、そこらへんの、ちょっと当日でも、やっぱり利用できるというような制度は、煩雑いうのか、なかなかオペレーターの何ができないのでしょうか。そこらへんについては、どうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした運行については、これまでも、それぞれ、いろいろ議員の方からもご質問いただいた中で、状況を説明させていただいております。

できるだけ、このさよさよサービスだけではなくって、タクシー、また、コミュニティバス、そういうものも活用をしていただくことも必要でありますし、また、さよさよサービスにおきましても、1回300円という使用料をいただいておりますけれども、これは、相当の公費を入れて運行をしているわけです。

ですから、利用される方も、確かに不便なところは、そういう問題はあると思うんですけれども、やはり、それをみんなで協力して、効率よく使っていただくということ、このことは、こういう事業を長く続けていく上で、非常に、私は、大事だというふうに考えて、今、こういう制度で行っているところです。

やはり、5台を1日置きに、それぞれの地区を決めて運行をする。それも使う方にも、逆に、事前にそうした予約をいただくと、できるだけ、待ち時間も少なく、きちっと、計画的に運行することによって、利用者においても、また、病院の受付時間とか、汽車の時間に間に合うようにと、そういう点で使いやすい、確実に移送ができるということもあるわけですから、急に、そんなの来てくれと言われても、その5台が遠くにいた時に、待

っていただく時間が 30 分も 40 分も待たなきゃいけないとか、使いたいと思っても、その時間にできない。そうなれば、そういう時には、やっぱりタクシーの利用券も、タクシーも利用していただかないと、タクシーにおいても、今、佐用の駅前等見ていただいてもわかりますように、最近、次々と、何とか利用者を増やしたいということで、新しい車両も入れて、運営をされて、努力をされております。その点も、やはり十分見ていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） 年をとりますと、なかなか前もって、前の日から連絡しておくというのは、パツと思いついたりして、そういう当日、乗りたいなという方がいらっしやったりして、よく、そういう話も聞きますので、町長から、前から何回も言っておりますと言われますけれど、やはり町民の中には、そういう要望があるということで、お聞きしていただきたいと思います。

それから、払い戻しはできないという中で、煩雑さも伴うしということでございますけれど、家族については、そんなにたくさんありませんので、残り券、10 枚買って 2 枚使ったけど、8 枚残ったと、そういう中で、家族の者が、特例として、そないたびたびあるあけでありませぬので、使えるというようなことも考えてあげてもいいんじゃないかと思うんですけれど、それは、町長、今言われたように、あかんということでございますけれど、将来においては、そのような柔軟さも考えていただきたいと思います、このように思います。

以上、町長、答弁あったら。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 一応、使いやすい形で 10 枚つづり、10 枚という形で販売をする。その中でも、もともと 3,000 円という金額にして、1 枚が 300 円ということです。

ですから、それで、何枚か残って、もったいないなというお気持ちはわかるんですけれどもね、実際に、それまで、多分、そういう方々も長年使って、利用していただいたと思うんです。そういう方が、何枚か残ったとしても、それは、それまで、ある程度、安い運賃で、利用料で使ってきたということを踏まえて、それぐらいのことは、まあまあ、ご容赦いただきたいと思います。

それから、家族の方が使われてもという話なんですけれども、家族の方で、当然、ご夫婦でおられて、それは、同じように 65 歳以上で高齢者であれば、それは家族の中での話です。これは、私が、いいとか悪いとかでなくって、別に、そこには名前も書いているとは思いませんので、そこは、それぞれ柔軟に考えていただければいいと思いますし、基本は、自分で買われたものは、自分で、そこ残ったとしても、それは、そういう気持ちで、ひとつ払い戻しとか、そういうことは、ご容赦いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） 町長、最後の答弁の中で、柔軟に考えさせていただいたらということで、そのように、私にお尋ねになった方にも伝えておきます。
どうもありがとうございます。以上で終わります。

議長（山本幹雄君） 岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、3 番、加古原瑞樹君の発言を許可します。

〔3 番 加古原瑞樹君 登壇〕

3 番（加古原瑞樹君） 議席番号 3 番、加古原瑞樹でございます。

今回、私の一般質問では、積極的な獣害対策をとということで、通告書に基づき質問をさせていただきます。

全国の野生鳥獣による農作物被害は、近年 170 億円前後で推移していますが、そのうち、全体の 7 割が鹿、イノシシ、猿によるものです。猟師さんの協力により駆除されてはいますが、被害は目に見えて減少したように感じられません。

特に、海内集落や石井地域では、昨年からは猿による農林業被害が増加し、その対策に頭を悩まされているとお聞きします。

先日も産業厚生常任委員会で現状の調査を行い、対策の必要性を確認しましたが、同時に難しさも感じました。

また、それ以外に、タヌキやアナグマに加え、アライグマも生息が確認されるなど、それぞれ異なる対策が必要となってきます。

鳥獣被害は営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に、農家の皆さんに深刻な影響を与えます。また逆に、林業離れ、耕作放棄地の増加という現状が、ますます野生動物の行動範囲の拡大につながり、被害の増大につながっています。負の連鎖を生み出し、ますます困難な状況になりつつあります。

全国的にも、こうした対策に取り組む中で、近年注目されているジビエとしての有効活用への取り組みも活発になってきています。農水省は、ジビエの処理加工施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、昨年、平成 30 年 5 月に「国産ジビエ認証制度」を制定するなど、負の財産として駆除するだけでなく資源として有効利用しようと、さまざまな取り組みをしています。

そこで、本町でも、今まで以上に積極的な対策が求められる中で、今後の対応や考え方について、お伺いします。

- 1、アライグマの生息状況と今後の対策は。
- 2、猿による被害の状況と今後の対策は。
- 3、鹿・イノシシのここ数年の捕獲頭数の推移は。
- 4、ジビエとして有効活用するための今後の取り組みは。

以上、この場からの質問とさせていただき、再質問は議員席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からの積極的な獣害対策をとという問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、アライグマの生息状況と今後の対策ということでございますが、町内での生息状況では、2年前に西下野自治会で、また、昨年、中島、大願寺自治会から目撃情報がございました。また、被害についての特別な報告は、現在のところ聞いておりません。

町では、町鳥獣害防止対策協議会で有害鳥獣捕獲機材の貸し出し行っておりますが、小型動物捕獲おりの活用は、例年 15 基前後ありまして、そのほとんどでは捕獲できずハクビシンが数頭捕獲できている状況でございます。

また、アライグマは、アナグマやタヌキなどに見間違えられるケースもあるようで、町内での明確な生息状況は確認ができておりません。

県森林動物センターが毎年行っているアンケート調査によれば、本町にも生息が報告をされておりますが、捕獲し確実に判断したわけでもなくて、また、確実に識別できるものも少ないということもありますが、生息の実態が確かなことが言えないという状況であります。

県下での生息状況では、北播磨地域が一番多く、ついで丹波、神戸、中播磨地域となっております。

捕獲頭数については、町内では、先ほど申しましたように、平成 24 年以降はゼロ頭となっており、光都農林事務所管内では、平成 29 年度に 54 頭、平成 28 年度に 71 頭、平成 27 年度が 61 頭というような状況で、たつの市、宍粟市、太子町、赤穂市、相生市の順で多くて、上郡町では捕獲実績はないということでございます。

今後の対策については、被害にあう作物は光都農林事務所管内では、トマトの報告があります。隣接管内では、イチゴ、スイカ、ブドウ、トウモロコシなど果実類の被害報告が出されている状況から、町内の該当する生産農家に対しましては、機会をとらえて情報提供等を行いたいというふうに考えております。

また、出沒した場合の防除対策については、兵庫県アライグマ防除指針に基づいて対応をしていく考えであります。

次に、猿による被害の状況と今後の対策ということについてでございますが、猿の出沒状況と被害状況では、船越、河崎、海内、桑野では以前から出沒等の情報が寄せられておりましたが、これに加えて峠、水根、大船、青木、上石井、奥海での出沒が報告をされております。

近隣の市町村では、西粟倉村や宍粟市の千種からの出沒状況も報告がされ、これは、船越瑠璃寺に生息をしておえります猿、約 20 頭が海内から石井を通り、西粟倉、千種を経由して、また、船越に戻ったというようなふうに、今、推測をしております。

この間、町内では出沒の報告だけで大きな被害は聞いておりませんが、別件で、海内で離れ猿 1 頭が出沒して、ビニールハウス内やその周辺の菜園場の野菜を採るなどの被害報告が寄せられているところであります。

猿からの被害に対する対策といたしましては、船越、河崎については、町鳥獣害対策実施隊によるパトロールを強化して、爆竹や轟音玉による威嚇など行い、追い払い活動を行っているところでございます。

猿の被害報告を受けた海内自治会についても、同パトロールを実施し、追い払い活動を行って、鳥獣、猿と人のすみ分けを明確にする活動を行っております。

このほか、船越、河崎自治会に対しましては、猿害に効果が高いというふうに言われております「おじろ用心棒」の電気柵の補助を本年度実施して導入をいたしました。これは、兵庫県美方郡香美町が兵庫県立大学と共同で開発した電気柵で従来の鹿、イノシシから農地や作物を守る機能に加えて、猿からの被害にも対応できるという電気柵でございます、

従来の電気柵では、柵線のみ通電をしておりましたが、支柱の柵線をとめる碍子に変えて、鉄のスプリングを使って、猿がワイヤーメッシュを上り、柵線を避け支柱を伝って柵を超えようとした時でも、支柱に電気が流れておりました、それに感電するというもので、このことにより猿は柵を超えられないということを学習し、以後、作物があっても、その場所に寄りつかなくなるというものであり、非常に効果が高いということで導入したものであります。

導入しました河崎自治会長に確認をしたところ、設置以後、被害の報告はなくなったということで、継続して状況を確認する予定といたしております。

また、このことにより猿が船越や河崎から離れ、水根、上石井、奥海といったところへ移動したというふうにも考えられますが、既に、海内自治会へも必要に応じて「おじろ用心棒」の対応を検討していただくよう伝えております。

次に、鹿、イノシシのここ数年の捕獲頭数の推移でございますが、有害対策の捕獲と、狩猟を含めて、平成 25 年度から見ますと、平成 25 年度に鹿は 4,168 頭、イノシシが 865 頭。平成 26 年度が鹿 4,211 頭、イノシシが 754 頭。平成 27 年度が鹿 3,583 頭、イノシシが 597 頭。平成 28 年度が鹿 3,303 頭、イノシシが 498 頭。昨年度、平成 29 年度は鹿が 2,287 頭、イノシシが 445 頭というふうな数値になって、実績になっております。

このように見ますと、過去 5 年間から見ますと、鹿、ピーク時 4,211 頭というところから、半分近くに鹿の捕獲も減少をしているということで、そういう傾向となっております。

次に、最後に、この捕獲した、特に鹿等をジビエとして有効活用するための今後の取り組みについてということでございますが、町内には、こうした鹿の有効活用ということで補助事業によって取り組んできた 2 カ所の、野生鳥獣肉の処理加工施設がありまして、それが運営をされており、イノシシにつきましては、ほぼ 100 パーセント、これは処理し、食用になっているというふうに思いますが、鹿につきましては、例年約現在 80 キログラムぐらいが精肉として販売をしているというふうに聞いております。

ジビエ、特に、鹿肉を活用する取り組みといたしましては、当然、今、加古原議員も、いろいろご努力いただいてきました、以前から商工会の青年部によって、しかコロッケをつくり、それを佐用町の名物として販売をして、定着をしているところでありますが、それまで、そのほか、これまで町商工会と連携をして進めておりますグルメ定着推進事業、また、特産品開発支援事業などに取り組んできております。

その中で、いろいろな料理メニューですね、そういうものも考えていただいて、開発をしてきているわけですが、しかし、やはり、鹿肉の食肉としての限界というふうには、私は思いますが、これらの鹿肉の料理が広く普及、定着するというようなことにはなっておりません。その点、やはり鹿肉については、一般的な料理には不向きではないかなというふうには、私は感じております。

最近では、特に、鹿肉の活用としては、脂身が非常に少ないヘルシーな肉でありますので、ペットフードとしての利用というものが、これが主流になっているのではないかとこのように考えております。

どちらに利用するにしても、やはり、まず、この鹿を捕獲したものを適切に処理されて、その新鮮な肉が安定的に供給をされるということが、まず、前提にないと、事業としては、なかなか成り立たないということでありまして、そのために、今、国といたしましても、そうした捕獲した肉の活用という中で、鹿 1 頭丸ごと活用計画ということで、コンソーシアム、鹿活用、シカ・イノシシ丸ごと 1 頭活用コンソーシアムというような名前で、事業が、国の補助事業施策が進められております。

それを活用して、隣、宍粟市に、そうした民間業者が、処理施設を建設しようという動きがありまして、その点については、私どもも宍粟市のほうからもお聞きし、町もそれに

一応参加をさせていただいておりますが、なかなか、この事業も思ったように、うまく進んでいないという状況であります。

これには、いろんな要因があろうかと思えますけども、やはりどうしても、鹿を安定的に供給する猟友会等との協力、こういうものが必ず必要ですし、また、活用して処理した肉だけではなくて、その残渣、そういうものを、やはり適切に償却するなり、何か、処分をしていかなきゃいけない。こういうことにも、非常に、なかなか難しい事業となりますので、この鹿ジビエとして活用したらいいということは、以前から皆さん、言われて、そういうフランス料理とか、特殊な料理等には使われてきておりますけれども、なかなか広く一般的に、たくさん肉を使用するということ、このことは、現在、なかなか、これまでも進んでいないということであり、これからも、なかなか難しい状況だというふうに、私は、判断をしております。

まずは、そういう中で、町内2カ所の、そうした処理施設、これを運営していただいております、その施設の方との状況をお聞きしたり、また、猟友会などの関係者と、いろいろと状況をお聞きし、協議をした上で、これは慎重に進めていかざるを得ない問題ではないかなというふうに、私は、感じております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） まず、アライグマなんですけど、先ほど、町内では、あまり生息が確認されていないような話でありました。

1970年代以降、ペットブームとして全国的に広がりまして、その後、飼育放棄により野生鳥獣という形で広がっております。

県内でも1990年代の初め、神戸市を中心に生息が確認されて以降、加速度的に分布が広がっております。

先ほどもありましたように、今現在で言えば、この西播磨管内にまで、出没しているのが現状であります。

ちなみに、兵庫県の農林業被害、平成29年度ですが5,600万円にも上っております。イノシシや鹿に次いで重大な農業被害をもたらす害獣ということになっておるようです。

これを踏まえて、平成29年度の捕獲頭数、兵庫県の中で4,500頭、西播磨の管内は60頭ということで、かなり生息頭数はいるように感じております。

先ほど、15基捕獲わながある。ただ、なかなか、それではとることが難しかったということだったんですけども、もともと外来生物で、今現在、佐用町でもあまり確認をされていないような状況になっていると思います。

なじみもなく、餌や行動パターンなど、生態もあまり知られていない状況でありますので、専門的な知識やデータを持っている動物研究センター等の知識を利用するということが必要になってくるかと思うんですが、そのへんの連携は、どのようにされているでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 先ほど、町長のほうからご回答させていただきましたように、今現在、ちょっとアライグマのほうの生息の確認という状況になっておりませんので、特に、アライグマに関してのみという指導のほうは受けておりません。

鹿・イノシシ・猿等につきましては、当然、その対策につきましては、随時、相談させていただき、ご指導を受けているようなところでございます。

今現在、被害が大きく出ている、そちらのほうの対策ということでの指導をいただいている形となっております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） アライグマのほう、1歳になれば繁殖が可能ということで、年間4頭から6頭ぐらい産むそうです。それが繁殖のスピードにもつながっているわけであると思うんですが、今、いないからということで、手をこまねいていたら、確実に、これは東から来ているわけですから、今のうちに、できれば対策をとっていただきたいというふうに思います。

特に、森林動物研究センターの연구원の方にお聞きしたんですが、農業被害はもちろんなんですが、糞尿やかまれることなどによって、感染症の可能性も高い動物になってきます。

特に、危険視されているのが、マダニによる重症熱性血小板減少症候群、いわゆる SFTS の感染リスクが高くなっているのです。

SFRS ウイルスに感染すると、6日から2週間程度の潜伏期間を経て、発熱、嘔吐、下痢、それから、皮下出血や下血などの出血症状を起こします。

厚生労働省では、SFTS が 2013 年に国内で初めて確認されて、これまでに 397 人が発症し、このうち、65 人が死亡しております。致死率は 6.3 パーセントから 30 パーセントと報告されていますが、治療は対処的な方法しかなく、有効な薬剤やワクチンはありません。

今まで、マダニですから、登山などで山に入る時に注意をするなど、対応が必要だと考えていましたが、2017 年には、SFTS に感染した野良猫にかまれた女性が死亡しています。

また、ウイルスに感染したペットの犬から人に感染したとも確認されております。

あわせて、また、昨年 10 月には岡山でも 20 代の男性が野生の猫との接触で感染をするなど、かなり危険な状態だというふうに思います。

国立感染症研究所のほうでは、多くの患者が発生している地域では、野生動物の感染率がとても高い。野生動物が人間の生活圏に入り込んで、SFTS のウイルスを持つマダニを持ち込むことで、そこに新たな感染のサイクルが生まれる。これが非常に危険だというふうに警鐘を鳴らしております。

特に、アライグマ、それからアナグマなどは、山から住宅街においてきて繁殖行動を行います。ですから、山と市街地を行き来するわけでありまして。

ですから、鹿やイノシシに比べて、かなりマダニを生活圏に運ぶ、そういうふうな役割を果たしてしまう動物だというふうに考えております。

それを考えると、今現在は、確かに、生息はゼロというふうにお聞きはしているんですが、実際、確認された方も知っております。絶対ゼロというわけではないと思いますので、ぜひ早めに、こういうふうな対処をしていただきたいと思いますと思うんですが、この知識を猟師さん、それから町民の方でも、おそらく、もともと山が近いところで生活を、本町の場合し

ているわけですから、こういうふうな知識を野生動物の危険リスクという形で、パンフレットなりホームページなりで、注意喚起する必要があるかと思います。

動物研究センターのほうにも、そういうふうなパンフレットがあるんですが、こういうふうな周知をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、加古原議員が、るる野生動物の危険性については、お話しいただいたとおりです。私も、そういう認識はいたしておりますし、野生動物につきましても、そうした農業被害だけではなく、やはりウイルスとか、そうした感染症のいろんな病原体を動物は持っております。それは決してアライグマだけではない。全て、野生動物には、特に、そういう危険性が高いという、それが今、猫とか犬なんかにも感染もし、それを介して、また、人間が感染をするという危険性もあるわけです。

そうした状況で、じゃあ、対策を早くしろということではありますが、なかなか、鹿やイノシシのように、すぐに出てきた、確認できるものを捕獲する、また、狩猟するというような形には、なかなかできません。だから、非常に難しい対応なんです。これ。どことも、広がっていることは確かなんですけれども、じゃあ、それを捕獲して、駆除するということは、これは、自然界全体の中で、どこで、どうしたらいいのか。特に、見えないもの。まだ、確認できないものを対応するということが、これは、なかなか、そのもの自体の対応は難しいです。

ただ、そうした危険性ということ、先ほど、加古原議員お話のように、皆さんに知っていただくということ、だから、そうしたものが捕獲されたり、また、近くにいても、決して手を出さない。手で触らない。素手で触らない。そういうことを、町民の皆さん方、住民の皆さんに知識としてお知らせをするということが大事だと思います。

特に、街中でも、こういう山間部で、山の中があるだけで、人が、動物が住んでいるんじゃないかって、私も、大体神戸のほうが多いいということを知っていて、そういう家の中に住んで、家の中で繁殖してというようなことも、直接、知り合いの方からもお聞きしたことがあります。

糞尿の被害とか、ガタガタ音がして、それを調査すると、屋根裏で子供を産んでいたとか、そのあたりは、神戸の近郊辺り、街中でも、かなり頻繁に見られる状況になっているということも聞いております。

そういう中で、先ほど申しましたように、加古原議員もお話ですけれども、そういう危険性というものについて、町民の皆さんにも、認識として、しっかりと持っていただくという取り組みですね、これ広報等にも取り上げて、そういう場合に、絶対に素手で触ったりしない。特に、かまれたり、引っかけられたり、そういうことがあった場合には、必ず医療機関にかかるとか、そうした予防策をします。

今のところ、できることは、そういうことかなと。なかなか、それを捕獲して、本当に早く駆除をしてしまえばいいんですけれども、このこと自体は、対策としても、方法としては、なかなか、動物センターなんかでも、いろいろと言われますけれども、捕獲おりにかけても、そう簡単に捕まるものでもありませんし、難しい状況ということは、十分、これはご理解いただいていることだと思います。

そうした、今後、問題に対しての対応をすべきだろうと、私も思っておりますので、そうさせていただきますと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 対策をとっていただけるということで、よろしくお願いします。

要は、捕獲は、まあまあ今、確かに、まだ、今、難しい状態だとは思いますが、広く地域の人の目を見ていただく、これがアナグマなのか、アライグマなのかわからない状況で、被害があるなしなんていうことを、話しても仕方ないと思いますので、被害を防ぐという観点から、そういう危険性ということを書いていただいたら、地域の方にもやんわりと伝わるんじゃないかなというふうに思いますので、できたら、そういうふうに対策をしていただきたいというふうに思います。

それから、猿なんですけど、以前から猿による農林業被害は、当然、あったわけですが、昨年、先ほども言いましたように、海内集落、石井地域のほうで被害が大きくなったというふうに聞いております。実際、産業厚生常任委員会で、現地調査をした際にも、昼間から民家の近くで猿がいました。

農家の方が言われるのが、1頭とか2頭とかではなくて、集団で来ているという話を聞きます。この状態からすると、離れ猿という形ではなくて、ある程度、群れで移動しているということが予測されると思います。

そういうふうな行動パターンがアライグマとか、鹿とかとも当然違いますし、餌や繁殖の仕方も当然違うわけです。こういうふうな状態の中で、特に猿の場合は、群れの中で適当に捕獲したらというんですか、群れ全体像がわからずに、下手に駆除をすると群れが分散して被害が大きくなるようなこともあるようです。優位な雌というのがボス猿より上に雌がいるらしいんですが、それを駆除してしまうと群れが分散すると、そういうふうな現状もあります。

こういうふうな状況を、やはり駆除していただく方、猟師さんもお存じの方もおられるかもしれませんが、なかなか、そういうふうなものが、ぱっと見て、どれが優位な雌猿かというふうなこともわからないと思います。

こういうふうなことも、やはり専門的な知識を入れて、どのように捕獲をするかというふうなことも勉強会なども必要だというふうに思います。

実際、海内や石井の地域では、どのような調査とか対応をされているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えいたします。海内、石井方面につきましては、現状から言いますと、年間8カ月にわたりまして、獣害対策の実施隊のほうが見回りを行いまして、発見した場合に、爆竹、轟音玉等で脅かして、元へ帰るよという形で進めております。

あとエアガンとか使って、少し痛みを与えるとかいった形等も、今、進めているところでございます。

船越、河崎のほうで、今年度、おじろ用心棒の効果が見込めましたので、今後、海内のほうにつきましても、設置していただくことで、被害のほうを軽減していきたいというふうに考えております。

今現在、実際には、おりでの捕獲等狩猟というのは、なかなか捕獲できていないという

状況ではございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 捕獲となると、なかなか難しい。これも猿もそうなんですけど、猿の場合は、追い払い、先ほど言われました轟音玉とか花火というふうなものに合わせて、今、結構、全国で多いんですが、猿の追い払いに犬を導入する自治体が増えてきております。よく訓練された犬に対しては、強い警戒心をもつことが知られているわけなんですけど、犬の積極的な活用を図る中、丹波篠山市などでは、家庭の飼い犬をサル追い犬として訓練する取り組みが始まっており、県内では49匹が認定されているようです。当然、行政の自動のもと、こういうふうなことをされているんですが、今後、石井、海内、それ以外にも、そこから、今度追い出すと、また、隣接する地域に広がる可能性はあります。こういうふうなサル追い犬というふうなことについて、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 猿だけではなくて、ほかの動物も昔であれば、犬というものが、飼い犬が、そうした人の住んでいるところの里と山との間に入って、そこで、そうした住み分けというものをするための1つの大きな力になっていたと思います。

ただ、犬の場合、今、昔のように放し飼いは、当然、できませんし、どうしても狩猟を兼ねてということになったり、追い払いだけを専門的に活用するとしても、なかなか、犬を訓練をしたり、また、そのように通常、犬を飼って、それを世話をするという、そのことは、まず、地域の中で、誰かがやっていたかないと、町がそれを、犬を飼っていて、あったから、すぐそこへ連れて行ってという警察のああした鑑識、捜査犬みたいなものという形は、これは、なかなか難しいと思います。

鹿の被害なんかと比べて、猿は、確かに非常に厄介なところがあるんですけども、被害そのものの額というのは、そんなに大きな額はありません。

また、これも急激に、どんどん増えるものでもない。今までの経過を見ていると、よその地域においても、群れの頭数、それから群れの数、そういうものも長い間にかかって、そんなに大きく変動がないんですね。

今回の石井や海内のほうまで、猿の群れになって移動したというのが、確かに、これ船越で、以前から生息して餌づけもされてきた群れが、何ぼか、ちょっとわかれたのか、その群れそのものが移動していったのか、特に、河崎とか、そちらのほうで、船越で出沒を大分していたんですけども、こうした、そこでの活動、追い払いや、このおじろ用心棒なんかを設置したと、そういう中から、移動をずっとして、また、こうして、また船越のほうに戻るとかというような、ある程度、当然、猿も群れとして移動もしますので、そのへんの見極めはしていかなければならないと思います。

ただ、なかなか捕獲、先ほど、勉強会なんかしたらどうだということですけども、捕獲する人、そのものが、猟銃では、なかなか、誰も猟友会の方も、捕獲、撃つということ、銃で捕殺するというようなことが、皆さんもしていただけないというような、誰が考えても、なかなか難しいですね。

ですから、おりにしても、なかなか猿は入りませんし、いわゆる根気よく、そうした形で、追い払い、威嚇をして、元いるところの中に、押し込めていくという方法が、一番現実的な方法ではないかなというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 言葉足らずだったので、説明が、ちょっと、ちゃんとできていないんですが、猿自体は、先ほども言いましたように、そんなに、今のところ大きな被害をもたらすような状況ではありません。

ただ、民家のそばに昼間から出るというような感じで、人になれてきているというのが非常に厄介だなというふうに思います。

猿の場合、集落にいても、追い払いを中途半端にすると、逆に人になれることがあるようです。こうなってしまうと、その集落に住み着いてしまいますので、長い間、被害を受けるという結果にもつながります。

先ほど言いました、サル追い犬という取り組みなんですけど、すみません、大分、端折ってしまったのであれなんですけど、当然、こちらから被害のあったところに犬を連れていくのではなく、その被害のある地域、その地域の住民の方に協力していただいて、その飼い犬、それを警察犬のように指導をしていくと。その指導をする勉強会というようなものを行政のほうで役割を担っているというのが、事業の内容になっております。

ですから、これから、そういうふうな被害が出るような地域であれば、そういう地域の人の協力を得るために、猿の生態であるとか追い払いの方法、こういうふうなものを勉強会を開いたらどうだということで、ちょっと言いたかったんですが、猟師さんの勉強会だけでなく、そういう地域の人にも猿について、こういうふうなことをしたらいいんだよというふうな内容を、先ほどから言いますけど、広報であったりとか、ケーブルテレビなどで、あまり経費をかけない状態で、広く知らしめることが必要だというふうに思います。

それから、被害が広がっていく中で、猿の群れは移動していきます。毎日のように同じような時間に出てくる場合もあれば、全然、ちょっとの間見ないなというふうなこともあるようです。

そういうような中で、先ほどもありましたけれども、群れの追跡監視業務を行う巡視員や監視員などを地域に配備して追い払いなどの対策に従事させる試みが全国各地で実施されているようです。

兵庫県においても2010年からニホンザルの群れの動向を監視する職員を設置し、2011年度以降は地域個体群のいる全ての市町で合計8名の猿の監視員が地域が取り組む被害対策の活動支援を行っております。

猿監視員の主な業務としては、位置の把握や追い払い活動、それから地域によって住民への被害対策の指導なども行っているようです。

また、最近、猿の監視員による群れの位置情報などを携帯電話などのメール配信ですることによって、地域住民の方、猿が近づいているよとか、今日は、来ないよというような情報を発信するような取り組みもされております。

この観察員の配置については、本町では、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その件に関しましては、今現在のところ、実施のほうは行っておりませんし、船越の船越山観光のほうで、GPSの設置ということで、何か、居場所は把握できるような形態をとっているというふうな話は聞いたと思います。

今回の移動につきましても、猿の居場所を把握して呼び戻す方法をとられたというふうな形では聞いておりますけれども、今現在、町のほうでの、この間、テレビのほうでもやっておりますけれども、そういった対策というのは、今のところ、直ちに考えている状況ではございません。

今後、そういったことも踏まえて、検討のほうはさせていただきたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） まだ、被害が、今のところは大きくないんですが、今後、そういうふうな野生動物ですから、天候であったりとか餌の状況によって、多少増減はしてくると思います。

今現在、あそこの船越の観光の猿ですが、あれは餌づけで、餌の調整量によって、ある程度、生息数を増やさないような努力をされているというふうにお聞きします。

当然、餌の状況がよくなれば、いろんなところに行って、農作物を食べることによって、生息数が急激に増えるということも懸念されますので、今後も猿に対する被害についても、地域住民の方にも追い払い等を協力してもらえるように、周知をしていただくことをお願いしたいと思います。

それから、次に鹿でありますけれども、先ほど、捕獲頭数のほうをお聞きしました。平成25年の4,100頭から昨年度、平成29年度では半分近くに減ってきております。

多少、被害が減少したりとかということで、駆除の効果が出ているんだというふうには思うんですが、ほかに要因等は考えられませんか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 要因というのは、もともと鹿が、これだけ捕獲をずっと実施してきた、兵庫県としても鹿のこの管理計画というものをつくって、佐用町だけではなくって県下全体で年間4万頭ぐらいの鹿を駆除していくことによって、出没件数、目撃指数を1以下に早くしようというような計画が、これは動物管理センターのほうでつくられているわけです。

先般もセンター管理委員会というのを、私も出席しておりますので、出た中で、鹿について、現在、推測生息数ですね、これもかなり幅があるんですけども、大体8万から9万ぐらいというふうに県は推測されております。

以前は、10何万頭、15万頭、16万頭ということ言われていたんですけども、実際に、ほとんど、その半分のものが子供を、また、毎年1頭産むということで計算していくと、やはり、ここで4万頭ぐらいを捕獲していかないと、また、増えていくだろうというような、そういう推測をされているわけです。

町内におきましては、確かに、これだけ長く、たくさんの捕獲活動をして、駆除活動してきた中で、鹿の目撃数なりが、猟友会、猟師の方に聞いても、かなり減っているという地区はあります。

ただ、全く減っていない、増えているんだという、今まで出ていなかったところに鹿が移動しているというところもあります。

これも、やはり移動をしますから、特に、生息範囲が、南のほうへ、たつのか、また、赤穂とか、あちらのほうにも移って、また、東のほうでも、福崎なんかでも、かなり被害出るようになって、分散しているという点も1つはあろうかと思えます。

あとは、やっぱり狩猟される方が出ていただいて、狩猟日数と狩猟人数ですね、それによって、捕獲して、できる、される数というの、そちらのほうにも当然、原因があるわけで、なかなか最近、おりとかわなというのが多くなっているんですけども、やっぱり、そのへんと両方で頭数が実際には、ある程度減少していることも、当然、影響していますし、捕獲する方の、そうした作業、そういう実施に当たっていただく方の状況によって減っているというところも一方ではあろうかと思えます。

町内におきましては、おおむね、かなり以前と比べると目撃数なり等は減ってきたことは確かだというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 猟友会の方の努力のもと、大分減ってきているという話でした。

ただ、猟友会の方は、前にもお話ししましたように、皆さんご存じのように、高齢化が進んでなり手不足が進んでいると。その中で、駆除した時に、申請の手続きが、非常に、これはどうしようもないことではあるとは思いますが、厄介だということで、駆除をするの二の足踏んでいるんだという方も少しお聞きしました。

美作の地美恵の郷みまさかのほうも、また、産業厚生常任委員会のほうでも視察をさせていただいたんですが、こちらのほうでは、当然、肉としての有効利用を図るだけではなくですね、基本的には猟師さんの負担を軽減すると。そういうふうな駆除した鹿の手続きの簡略化であったりであるとか、その場で埋設せずに、その場で処理していただけるというようなことが、猟師さんの捕獲に対する意欲を増進させているというふうにお聞きしております。

実際、何年か前、何年前だったかな、3年ぐらい前に、ちょっと、視察させていただいた時と、この間、産業厚生常任委員会で視察させていただいた時では、施設自体が、行政が運営していた時と、今回は、今年の4月から民間に指定管理委託をするということで、運営母体も違うんですが、黒字が目の前に迫っているというふうにお聞きしました。

当然、肉の利用としてもペットフードの需要が増加していることや、角を漢方として中国に輸出すること。それから、革のほうは、たつの市や姫路市の業者に販売するなど、1頭丸ごと処理しているメリットを生かして有効利用をされているようです。

もちろん、今までも、そういうふうな可能性というのは考えられたわけですが、町長も答弁にあったように、供給する中で、価格が、なかなか元が取れないというようなところもあります。そこも独自に販路の拡大やPRなどをされて、黒字にあと一歩というところまでこぎつけられているようです。

佐用町にも、こうした処理施設が2カ所あります。80キロということで、大体、これだったら5、6頭ぐらいの処理だとは思いますが、処理施設のほう、せつかくあるわけな

ので、販路の拡大について、PRやソフト面の支援をしていくべきだというふうに思うんですが、この点に関して、町長、どのようにお考えでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、町としては、そうした被害を防ぐために有害鳥獣としての駆除、捕獲、こういうのに対して、補助金を出して、それに当たっているわけです。処理して、その活用するのに当たっては、この施設を建設するのに当たって、当然、補助をさせていただいて施設がつけられているということですが、その後の活用、これは鹿だけじゃなくって、これは野生の鳥獣の処理施設ということで、イノシシ等も、当然、処理されていると思います。

特に、イノシシ等は、かなり以前からですが、ほとんど食用として、非常に味もいい、おいしいという、その時期によってはですね、こういうことで、料理としても、かなり提供されておりますし、需要もあるわけです。

ただ、80キロしか、今のところ、精肉として、肉としては出されていないというところに、その処理する能力は、まだまだあるのに、できていない。本当に肉としては、1頭当たりどれぐらいとれるのか、私は、わかりませんが、あまり詳しくないですが、鹿というのは、非常に歩どまりが悪いので、そんなにたくさんは、とれないようですが、それでも頭数からいって少ないです。

でも、やっぱりそこは、需要があれば、もっと肉として出荷もできるんだと思います。

ただ、そうした食用肉として出すためには、やはり多分、美作なんかでも、そのように猟友会と十分連携をして取り組まれていると思うんですが、ほとんど銃でとった肉は、食用肉には向かない。わな等で捕らえたものを、きちっと専門の方は捕殺して、すぐ血抜きをして処理をするという、そういう体制がないと、それぞれ流通するような肉にはならないということだと思うんですね。

だから、この量が少ないという原因が、これはやはり、今のような形で駆除したものを、それを活用するという中だけでは、これは増えないというような感じは、私は、持っております。

それと、やっぱり、私も、先ほどの答弁でも申し上げましたが、鹿肉の食用としての、ある意味では肉としての特質の限界ですね、なかなか一般的な料理なり食肉としての一般に普及していくという点について、イノシシと比べると、かなりこのへんは不利なものがあるということだと思います。

[加古原君 挙手]

議長（山本幹雄君） 加古原君。

3番（加古原瑞樹君） なかなか厳しい答弁なんですが、先ほど、先月ですか、第5回の全国ジビエサミット、毎年参加しているんですが、参加してきました。

先進事例地やジビエ料理コンテスト、大量捕獲わなの展示等たくさんありまして、いろいろ参考になりました。

こちらのほうで、特にです。徳島県主催でされているんですが、徳島県のほうがジビエの倍増計画ということで、先ほど言われましたように、肉の安定的な供給をするために、

大量の捕獲わな、ICT を利用した捕獲わななんです、こちらのほうを利用して、捕獲した後、そのままでは肉が傷むということ、解体するのもいっぺんにはできないとかいうこともありますので、一時養鹿をされると、養殖ですよ。そういうふうな大胆な発想を持ってされているところもあります。

需要があれば、処理の肉も当然増えるという、鶏が先か卵が先かという話になるかとは思いますが、売れば、そういうふうに処理をして、駆除をするというのでは、今の状態で言えば追いつかないぐらいとれているわけです。

ですから、全国で見ても、今、ジビエグルメというのがブームになってきております。そういうふうなところ、国のほうも国産の認証制度というのもとられております。そういう意味も含めて、積極的な考えを持っていただきたいなというふうに思います。

実際、そこで紹介されたんですが、ハンバーガーチェーンのロッテリアのほうでは、ジビエの鹿肉バーガーを開発し、本年1月30日から販売しております。

それから、すき焼きの老舗今半の総菜を取り扱う店舗のほうでは、鹿肉コロッケを売り出しているようです。

いずれも、私もおりましたが、15年前から商工会青年部のほうで開発をし、今、一応、ご当地グルメという形で認識していただけるようにはなりました。

ただ、さすがに全国でこのようなジビエグルメというのが乱立してきますと、なかなか、これから競争に勝っていくというの、また、難しいような状況になってきます。今後、有効利用を考えていく中で、ぜひとも商品開発、それから、そういうふうな普及に関して商工会青年部と言っただけのもいいんですが、ほかにも範囲を広げて、料理の学校であるとか、そういうふうなところにも範囲を広げて取り組んでいっていただきたいと思いますが、鹿肉の限界があると言われたんですが、町長、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 本当に、長年、本当にこのしかコロッケを青年部で売り出して続けていただいて、本当にもうはや15年ぐらいかないと、今、お聞きして、長年、そうした、しかコロッケのように、一部の素材として活用して、名前を鹿というものを売り出して、そういう形での食べ方というのは、これは1つの成功例ではないかと思っておりますけれども、鹿肉そのものの味の中で、それだけを食べるような料理、これについては、加古原議員も、十分これまでの経緯はご存じだと思うんですけれども、いろんな料理学校にお願いしたり、そうした専門家の方々がメニューを開発したり、こういうことは、かなりやってきましたよね。これまで。

そういう中で、いろいろな鹿肉の調理方法、調理したものを開発してきたわけですが、どれもね、どれの料理を見ても、なかなか食用として、料理として普及していく、定着していくようなものは、これまでもなかったと、私は思います。

やはり、このニホンジカの、やはり私は1つは大きな特色があって、日本の皆さんの味覚の中で、ある程度、ジビエ、ジビエと言ってもですね、いろんな肉があるわけです。鶏肉であれば、野生の小さな小鳥からキジとかヤマドリのような、本当にそうした肉、カモのような肉、そうした、いろいろな特色あるんですけれども、そういう中で、私は、ニホンジカというのは、これまでずっと、いろいろと努力してきた中で、これで新たに、料理を、これから、まだまだメニューを開発して、そういうところへ頼んでという、経費お金をかけてやっても、鹿肉の特にニホンジカ、エゾジカと違って、食用としては、やっぱい

限界があるなと思います。

これをうまく処理をして、そうした高級料理として、フランス料理なんかで手を加えて、かなりの手間をかけて、食べる時には、それはそれで、おいしい料理として提供できるんでしょうけれども、一般的に、たくさんの肉を消費するところへいくのは、処理の仕方も難しいですし、ですから、今最近、食肉として、丸ごとうまく活用しようとするれば、その前の段階として、わななんかで捕獲したものを、いったん牧場というようなものをつくって、そこで餌をしっかりと与えて柔らかい肉にするとか、そして、屠殺する時に、血が全然回らないように、そこで専門の方が屠殺をして、すぐに解体をすると、そういう手間暇をかけないと無理なところが、私は、あるんだろうなということ、このことは、しっかりと、やっぱり見ておかないと、何でもたくさんあるから、これまで、今まで言われていたのが、うまく資源を利用して、ジビエ、ジビエということが、1つのブームというふうな形で言われてきて、現在も、そういう段階にもありますけども、しし肉なんかと比べると、もうしし肉なんかは、本当に、これ今、佐用なんかでとれた肉も非常に高級な肉として産地なんかにも、ここでも消費されていますし、特に、そうした県内でも丹波のほう篠山なんかのお店なんかを持って行くと、もう牛肉以上の値段がついていると。それは、やはり、それだけ認識として、非常においしい肉として認知されているということだと思わうんですね。

だから、そのへん、鹿肉については、どことも、今、こうした事業の中で、先ほど言いましたように、逆に脂肪分のない肉としてペットフード等に活用していくということのほうは、やっぱり現実的には適していると思いますし、そのへんは、今、方向としても、そのへんが主流になってきているのではないかなという認識を、私は持っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） なかなか、イノシシはあれなんですけど、鹿については、有効利用するのが、なかなか難しいというのは、重々承知をしております。

被害の対策に使う費用の少しでも足しになればということもあって、有効利用ということも言っているんですけど、それ以外にも、今現在で言うと、佐用の観光の資源としても1つなりつつあるんじゃないかなというふうに自負しております。

そういう意味でも、これからも決して諦めずに、こういうふうな活動を続けていくつもりではありますし、できましたら、町のほうも、駆除をする時に、被害が多いからという後ろ向きというのか、そういうあれではなくて、そういう何回も言いますが、ジビエ料理の食材が豊富にあるんだというような形の中で、発想を転換していただいて、積極的に駆除をしていただけると、駆除の増加にもつながるのではないかなというふうに感じております。

今日は、アライグマ、イノシシ、猿、鹿と、さまざまな動物について対策をお聞きしましたけれども、それぞれ当然、行動パターンから餌から全て違います。それぞれの対策を網を張って終わりとか、駆除をして終わりという発想ではなくて、できてれば、現地の方の話聞く中で、対応を専門的な知識を入れながら、広く、そういう対応策というのを広げていっていただいて、地域で、対策を進めていただけるようなことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 加古原瑞樹君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 20 分といたします。

午前 1 時 56 分 休憩

午後 0 1 時 20 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
4 番、千種和英君の発言を許可します。はい、千種君。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 議席番号 4 番、千種和英でございます。

本日の一般質問は通告書に基づき、佐用町公共施設等総合管理計画の推進方法について問うという内容でさせていただきます。

平成 25 年 11 月に、国はインフラの急速な老朽化への対応として、インフラ長寿命化基本計画を策定し、平成 26 年 4 月には地方公共団体に対して速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう総務大臣通知をいたしました。これを受けて本町においても平成 29 年 3 月に、佐用町公共施設等総合管理計画を策定しています。

この内容は、佐用町の人口推移と将来展望、また、財政の現状と課題の 2 つの観点から、公共施設維持等の現状と課題を明確にし、将来的に予測される負担コストの大幅な増大を具体的な数字で示してあります。

その佐用町における数字として、総務省提供のソフトを活用した、今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40 年間で 2,033 億 2,000 万円、年平均 50 億 8,000 万円となり、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して 3.6 倍になりますと示されています。

これに基づき、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、(1)計画期間、(2)取組体制、(3)基本方針が示されています。

さらに、計画の内容についての環境変化に応じてのフォローアップの方針も示されています。前回の定例会において他の議員の一般質問でその進捗についての質問に、答弁をされました。

その後、総務常任委員会において山口県周南市へ視察研修に行っていました。周南市においては、再配置計画においてアクションプランを策定され、住民の皆さんへの周知においても漫画を活用されるなど、積極的な住民参画を喚起しながら、官民一体で取り組みを推進されています。

そこで町長にお尋ねいたします。取り組みを進めるに当たっての住民参画、住民の皆さんへの意見の反映や同意を得るためにどのような周知方法、推進をお考えですか。

以上、こちらからの質問として、再質問については、議員席のほうからさせていただきます。

議長（山本幹雄君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、千種議員からの佐用町公共施設等総合管理計画の推進方法についてというご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、平成 29 年度に佐用町公共施設等総合管理計画を策定し、その中で町施設の町民 1 人当たりの床面積、こうした公共施設の床面積は全国平均の 3.4 倍という高い数値であり、今後の維持コストについても、千種議員のご指摘のとおり住民負担の著しい増大が予想される中で、この公共施設の今後、管理について取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また、昨年 3 月に発表されました、国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば、本町の人口は、公共施設等総合管理計画策定時より、さらに人口減少に拍車がかかり、2045 年の本町の推計人口は、もう 9,000 人を割るといような、非常に厳しいものとなっております。

このような状況の中、本町では、12 月議会で答弁を申し上げましたとおり、室長クラスのワーキングチームを設置して、施設ごとの現状把握と今後のおおまかな方向性を示して、個別施設計画の策定に向けた作業中でございます。

この計画は、国の方針により平成 32 年度末までの策定が必要で、今後の施設整備等において、合併特例債等にかわる有利な起債であります公共施設等適正管理推進事業債というようなものを受けるためには、その策定が義務づけられておりまして、平成 31 年度中には、議会議員の皆さん方に計画案を報告をさせていただき、また、ご意見を賜わりたいというふうに考えております。

ただし、本町の個別施設計画は、今後の人口減少や財政力等を勘案して、適正な施設配置を進めるための 1 つの目安であり、決して強制力を持たせる性質のものではございません。この点につきましては、十分にご理解をいただくように、お願いいたします。

先日、総務常任委員会で視察をされました周南市では、国の方針による公共施設等の総合管理計画及び個別施設計画は、平成 27 年度に既に策定済みということであり、その後、市内全ての 32 地区のうち、土砂災害特別警戒区域に、老朽化した支所及び公民館を有する、2 地区をモデルとして、住民参画のもと具体的な整備場所や内容協議を進められているというふうに報告を受けております。

実際、本町におきましても、保育園、小中学校の統合の際は、規模適正化計画を策定した後に、実際の推進に当たっては、地域や保護者の皆さんとのたび重なる協議を行い、その合意をもって、事業を進めてきたわけであります。

当然、本町の個別施設計画についても、計画策定後、地域にとって重要な拠点施設については、施設の見直し時期が到来した際に、その方向性や内容等について十分な地域住民との協議を行った上で、事業推進する必要があるというふうに考えております。

また、周南市では、施設の現状と今後の見通しを含めた、施設再配置の必要性の啓発を、漫画にして周知を図るといような手法がとられているということを知っておりますが、本町におきましても、将来にわたって、地域の皆さんが、安心・安全に暮らせる住民サービスの持続的な提供を目指して、適切な施設の配置の必要性を地域の皆さん方に周知することは、大変重要であるというふうに考えております。

具体的な周知と推進の方法については、今後、何十年ものスパンの事業でありまして、今後、慎重に検討を進める必要がございますが、まず、町の現状及び今後の維持コストの推移等も含めた、最適な公共施設等の施設配置の必要性の周知につきましては、まず、

私が、いろいろな会議等の席があるわけでありまして、例えば、自治会長会とか、高年クラブの皆さんが集まれる会とか、高年大学とか、そうした会議の席で、やはり、こういう問題を直接、皆さんにお話をさせていただいて、皆さんと一緒に考えていただくという、そういう取り組みが、まず、大事だというふうに思っております。

それと同時に、既存の佐用チャンネルや町広報、また、ホームページなどを有効に活用して、また、そうした課題について、町民の皆さん方に十分関心を持っていただいて、その公共施設の適切な配置等のご理解をいただくように、そうした取り組みというのが、長期的に、継続的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また、そうした具体的な取り組みについては、それぞれ個別の案件として、地域の皆さん方と十分協議をしてみたいと思いますが、佐用町全体としての今後の、そうした、これからの管理費が非常に増大してく、施設が、非常に合併後、たくさん公共施設を抱えている。そうした問題について、町民の皆さんにも、やはり自分のこととして、一緒に捉えて考えていただくという意味で、わかりやすいチラシのような啓発資料なども、今後、計画ができた段階で作成をして、いろいろな機会に、ただ配るだけではなくて、先ほど、最初に申しましたように、私が、そうした会議等、機会をとらえて、直接、皆さん方にお話をさせていただくと、また、私だけじゃなくって、担当課なり、それぞれの町挙げて、そういう機運をつくっていかなくちゃいけないと、そういう取り組みが大事だということを考えているところであります。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 今回の質問につきましては、管理計画の進捗の確認とともに、先ほど答弁にもありましたように、やはり最大の難関である住民の皆様への周知、理解、また、職員の推進のための理解、対応力の向上の必要性を感じて質問をさせていただいております。

先ほど、答弁の中にもありましたように、社人研の人口推計も出ております。先ほど、通告書の中で言いました試算もびっくりするような数字で、この数字が、本当に全て当てはまるのかどうかはわかりませんが、今、この3月の定例会で審議をしております平成31年度の予算、一般会計の総額約130億円から考えても、年間50億円が公共施設の維持管理にかかるということで考えますと、到底維持不可能なことは住民の方、皆さん、容易に理解はできるのじゃないかなと思います。

こういった内容を、住民の皆さんに理解をしていただいて、今後の対応を一緒になって考える、以前から言われていますけれども、参画と協働と言われる、住民の皆さんと協働する意識の醸成が必要だと考えた上、今回の質問をさせていただいております。

そんな中で、住民の皆さんとの理解、協力、合意形成ということなんですけれども、周南市、本当に意義のあった研修だったと思います。

ちょっと、周南市のいきさつを紹介させていただきますと、非常に早い時期、平成18年の9月には周南市の公共施設の見直し、指針というのを策定されております。

そして、平成21年の時点で、施設カルテという344施設に関してのカルテを既に策定をされています。

その後、今回、議会のほうで、総務常任委員会で視察に行かせていただいたんですけれども、市議会のほうから要望が出て、平成23年には周南市の財政問題に関する要望決議

というのを議会のほうで決議されています。

その後、行政のほうも、それに応えるように、平成 24 年には行政改革推進室というのを設置され、この公共施設の再配置計画案というのをつくられていました。

平成 24 年の段階で、もう既に、周南市の公共施設再配置計画案というのを公表されています。

こうした形で、我々の地域、また、国の主導されるより約 10 年早く、こういったことに意識を持たれて、市民の意識醸成もされていたんですが、実は、視察に行った一番の成果は、これだけ意識を持ってされた周南市においても、この後、大どんでん返しがあったということなんですよ。

と言いますのが、先ほど言いました平成 24 年の 10 月の時点で、再配置の計画ということで、施設の検証結果というのを一覧表で出されたそうです。その結果として、これを推進しようとした、要望決議を出した議会のほうも大混乱になり、また、市民の側からもパブリックコメントを実施したら、約 180 件、大多数が反対ということで、施設の統廃合、また、機能集約ということに対して、非常に異論が、批判が集中したという現実があったそうです。

これ、佐用町に置きかえてみますと、先ほど、町長の話にもありましたように、私たちも認識しているように、冒頭の話と同じです。コストがかかります。何とかしないとイケないなというのを、住民の皆様にも協力を得た部分では、あちらの担当課長がおっしゃっていました。総論は大概住民の方も賛成していただける、しかしながら、各論になると、自身のご利用されている施設の名前が上がったり、その地域の施設の名前が上がった時点で、各論となると、大体反対が起こってきたということで、平成 24 年の 10 月の計画案をいったん白紙に戻し、また、新たな取り組みをされています。

そのパブリックコメント、大多数が反対意見だったところを、周南市さんとしては、原因として、市民や議会への説明不足。地域、説明会の未実施、総論を浸透させる前に、飛び越えて各論への言及。先ほどの一覧表で、各論のほうが、先、住民の方に伝わってしまった。また、地域性への配慮不足。特に、周辺地域の切り捨てと捉える市民が多かった。

新聞記事も見せていただきましたけれども、やはり周辺の切り捨てというような住民の反発が非常に大きかったというふうに、視察研修で学んでまいりました。

それを受けて、先ほど、町長の答弁の中にも、当然、そんな乱暴なことはしませんよ。住民の方々に計画案は出しますけれども、それには、当然、強制力はないですよ。住民の方と一緒にやります。周知の方法に関しても、町長のほうが、いろんなところで話をしながら、広報しながら、丁寧に進めていくというお話があったんですけども、周南市、実は、漫画で、こういった形でされていました。

先ほど、町長が、説明、私の口でされますっておっしゃったんですけども、やはり、それが自治会長会であり、高年大学というのが、具体的に出たんですけども、僕、思いますに、なかなか参画はしていただけないんですけども、10 年、20 年先の公共施設の在り方ということに関しましては、もう少し、若年層の方にも意見を言ってもらえる場を何とか、上手に主導してつくっていく必要があるのかなというふうに思っています。

この、まず一番最初にされた白書というのが、今、佐用町の現状でございます。こういった状況で、今後、こうする必要がありますよというのを、まず、知っていただきたい。この漫画というのは、手法もそうなんですけれども、中身を見ていただくと、高校生に、やっぱり知っていただきたい。

最後に書いてあるんですけども、住民って、じゃあ、何をしたらいいのというところの結論は、まず、知ることからですよっていうのを、こういった漫画という手法を使っ

て、周知をされております。

先ほど、町長のほうも丁寧に周知をされますよということだったんですけども、僕としては、今の現状を、まず、知っていただくということに対して、もう既に、今から周知をはじめていかないと、いけないのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この公共施設等、住民の皆さんが、こうして生活をする上で、非常に、いろんな関係なり必要な施設として利用していただき、そのために、公共施設として整備をしてきている。こういう施設についても、常に今まででも、維持管理について、できる限り効率的に、経費を節減しながら維持をしていかなきゃいけないということは、国が示されるとか、指示があるとかということは、国としての、その事業を捉えて、国全体で、そういう指導があるんですけども、町としては、これまで、長年にわたって、こういうことにも取り組んできております。

特に、合併後も、そうした行政改革の中での1つの大きな柱でもありますし、ご存じのように、社会の変化の中で、学校や保育所、園等、これも1つの事業、統廃合をしてきております。

それから、ご存じのように、下水道、この生活排水処理の施設についても、かなり以前に、統合計画というものを打ち出して、人口が減少していく中で、こうした施設を、いかにコストを、1人当たりのコストを削減しながら、維持していくかという取り組み、これは下水道だけではなくて、生し尿処理施設、それから汚泥の施設、これを今、ミックスという形で、公共下水道処理施設で一体的に処理をするということで、事業化を既にやっているんですね。

そういう意味で、私は、全体の計画をバンと打ち出して、何十年後までに、こうしますよというような、そんな計画はつくっておりませんが、ある程度、先を見越しながら、そうした具体的な事業に、私は、佐用町は取り組んできているというふうに思っています、いいんじゃないかと思えます。

そういうことが、なかなか、ほかでは、まだ、できていないところも、かなり私は、あるように思っておりますし、そういう中で、そういう事業を進める上で、当然、このことは、それぞれの関係住民の皆さん方にも、将来にわたって、やはりコストを軽減していかないと、いろんな住民サービスをしていく上で、なかなか十分、それを現在のサービスを維持できませんよということも、常々、お話をさせていただいております。

ただ、国が計算で、どうしても最初にボンと計画をすると、年間、これぐらいかかりますよと。先ほど、お話のように、1年間に50億円、佐用町がかかれば、現在の予算の中で、維持費に、その半分も使われるようなことでは、ほかのサービスが何もできないということでありまして、これは、決して公共施設と言っても、皆さんが、理解されるといいますか、関心が高いのは、どうしても自分たちの地域で使われている体育館であるとか、公民館とか図書館とか、いろんな、そういう施設のことを思われるわけですね。

しかし、この中には、当然、一番大事な、そうした道路、それから、社会インフラとしての下水道施設や水道施設、そういうものも全部含まれた上です。

特に、道路なんかについては、今、そこに橋梁、たくさんの橋梁を町道としても抱えておりますけども、こうした施設も全部同じ公共施設であります。

だから、そういうものについても、既に橋なんかの長寿命化ということで、今、調査を

して、長寿命化に、はや既に取り組んでおりますし、だから、そういう点で、全く手をつけていないんじゃないかって、かなり、その都度、その都度、毎年の事業の中でも、そういう将来を見越した中で取り組んでいるということ、このことも、町民の皆さんにも、十分、また、知っていただくということも必要であります。

それと、同時に合わせて、そうした建物、公共施設と言われるもの、そういうものについて、先ほどお話のように、これから使っていく、これからの時代、20年、30年先ということになると、今の若い人たち、特に、高校生とかの方が、今後、20年先、30年先には社会の中心となって、この地域を支えていただくわけですから、そういう方々の年代の人が、こういう問題に直接自分にかかわってくる課題でありますので、関心を持って、十分、その点についての理解を深めていただくということ、このことは大事だというふうに思います。

ですから、先ほど、すぐにできることというのは、自治会長とか、そういう方々に、まず、そういう話はさせていただきなきゃいけないというのは、そこから、また、話を広げていかなきゃいけないという意味で、それで終わりというつもりは、私も持っておりませんが、学校なんかの社会教育なんかにおいても、当然、今、やっていることと同時に、これを維持していくためには、どういう課題があるんだというようなことも含めて、学校教育なんかの中でも捉えていく必要もあろうかというふうにも思っておりますので、少なくとも、15年、20年先を見据えながら、行政というのは常に、考えていかなきゃいけないということもありますし、特に、佐用町におきましては、こうして新しく合併して、はや14年になりましたけれども、そういう施設もかなり、今、多く存在するという中で、非常に大きな、これから、町を運営していく上で、非常に大きな課題であるという認識、このことは、誰もが、これは持たなきゃならない問題だというふうに認識をしております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） そうですね、町長、先ほど、合併してから14年と言われましたし、14年間ずっと佐用町のかじ取りをしていただいています。合併前の佐用町から、長年にわたりしていただいて、我々も議会に出させていただく前も怠慢だったのかもわかりませんが、こういったことを意識的に考えたことはなかったんですけども、やはり議会の場、いろんな取り組み事業をされる時に、そういったことは口にはされております。

その中で、僕が言いたいのは、以前から情報の受発信、発信で大きな力がありますよっていうところで、住民の方々も理解をされている方というのは、多数いらっしゃるんですけども、その理解のされていない方、関心のない方に、どう伝えていくのかなというのが、今後、大きな長い課題なのかなというふうに思って、今回の質問をさせていただいております。

と言いますのも、やはり議会も議会改革の一環で、議会報告会ということで、いろんな地域に行かせていただくんですけども、やはり出てくるのは、要望で、これを残してほしい。あれを残してほしい。当然、それは要望として必要なことですし、それを、どうやっぱり機能的なことを残せるのかというのが、我々も当局と一緒に努力をすべきことなんでしょうけれども、今、聞いておりますと、やはり、そういったことを、全て、今のとおりしてもらいたいというので、先ほどの町長の答弁の中にありましたように、また、我々の認識にありますように、それは、ちょっと、やっぱり無理じゃないのかなということも、やっぱりありますので、そういったところの住民の皆さんの意識を、やはり持って

いただく。長い目を見て、先ほどおっしゃったように、10年先、20年先に、これが残って、これがなくなるよというところまで、当然、示す必要はないとは思いますが、先ほど言いました周南市の一番最初は、今現状はこうなんですよというのを漫画というわかりやすい方法で若年層の方、高校生は、あまり対象にされていない、20代ぐらいの、30代の子育て世代の皆さんにも市の将来を理解してほしいということで、こういう手法をとられたというふうに、おっしゃっていたんですけども、そういった取り組みが、やはり必要なんじゃないかなというふうに、私自身は考えております。

その中において、当然、町長が、活用したいという中に出た、佐用チャンネルですよ、チャンネルができた当初は、私も、番組制作を手伝わさせていただいていたんですけども、やはり町民の方というのは、非常によく見られています。そういった中で、これちょっと、今日のこの質問の論点から外れるかもしれないんですけども、そういった中で、やはり広い住民の方、皆さんに見ていただける番組づくりを若年層の仕事、ビジネスとしてできるような方法、当然、町長が、いろんなところで口にされているんですけども、それを1人でも広く、今まで町政、こういった施設の管理等に興味のなかった次の世代にも知らせられるような取り組みを、この取り組みを通してされるようなことをして、もうちょっと広く知らせられるようなことをしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした問題意識を、全ての方に広く浸透していくというのは、これはどの分野においても、社会においても、非常に難しいことです。

そのために、いろんな手法がとられるんですけども、やはり、私自身が、個人で考えても、やっぱり自分に直接関係したことになる、非常にすぐ関心を持って、それに対して、いろいろと、また、意見もあり、また、そこで、そういう認識も深まっていくんですけども、そうでない場合に、なかなか一般論としての、先ほど言われた周南市でもあった総論について言えば、これは皆さん方、多分、ほとんどの方が、わかったと言っていただけだと思います。

それを、幾ら同じことを繰り返して、そうした課題、取り組まなきゃいけないんだと、そういう取り組みが、これから必要になるんだという話までは、ただ、あと、それが具体的に、その事業として進めていこうとした時には、どうしても、当然、また、話は元に戻ってきて、そこから、一つ一つを理解を得られるように、その施設がなくなるのであれば、その施設の代替え策とか、いろんなことを含めて、計画をつくっていかないと、これは、なかなか理解を得られないだろというふうに思います。

ただ、そういうことは前提の上で、全く、ゼロから何も、そういう認識がない中で、こういうことですよということ、こうしなきゃいけません。施設を集約化しなきゃいけませんと言ってしまうと、何も聞いていないと、唐突だということ、また、そういう問題として、なかなか理解を深めることが時間もかかるということだろうと思いますから、そういう意味で、私は、ここの全体のこれからの今後、20年先、30年先というようなところを、1つの地点に捉えて、こういう時点までに、こういう費用もかかりますよと。だから、これに対して、町の財政的には、こういう見通しだと。ですから、こういうふうに施設も集約化もしなければならぬでしょうということ、先ほど、国としても、こういう計画をつくって進めなさいという方針ですし、具体的な1つの事業に対して、その財源的な措

置を受けようとしても、そうした計画がないと、これが受けれないということも1つは手法的にありますから、制度的に、それは必要だというふうに思っております。

ただ、先ほど、何回も念を押しておりますけれども、強制力を持って、最初から、これで全て進めますという話では、決してありませんし、そういうことについては、これまでの取り組んできた内容についても、本当に事業についても、それは皆さんも、これはご理解いただいていると思います。決して、町として、これが不用になったから、あとが統合するから全て計画どおりではというのではなくて、その一つ一つの具体的な事業において、十分地域の協議をさせていただいておりますし、例えば、先ほど申しました下水道施設の佐用町全体としての将来のあり方、統合の計画、これはやはり、かなり私は、以前、もう何年前になりますか、合併後、そういう方向を打ち出して計画をつくりました。

その計画についても、自治会長会とか、いろんなところで、全体としてこうですよというお話をさせていただきました。

その段階で、当時の自治会長さん方も、決してそれがだめだと、それが不要ないという方は、いらっしゃいません。

ただ、具体的に、今、そうした事業を、今、進めさせていただいておりますけれども、それはそれで、また、その関係地域に入って、やはり丁寧に説明し、また、皆さんにご理解いただく、そのための、やはり努力というのがなかったら事業は進みません。

だから、そういうことを行った上で、今、進めているということ。1つの、既に、そういう事業の事例というものを、ちゃんとしてつくりながら、進めておりますので、これは全ての、また、具体的な一つ一つの施設なんかにも当てはまるものだというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 住民の皆様に対しては、今までの答弁にあったように、丁寧に進めさせていただきたいというのをお願いしまして、それと、もう1個、職員の皆さんの意識のほうなんですけれども、最初の答弁にありました職員の中でもプロジェクトチームをつくって策定をしていくということだったんですが、僕自身としては、これも周南市で学ばせていただいたところなんです、最終的に、平成25年に周南市公共施設白書というのをつくられました。

先ほどの再配置計画案が、全会一致で再考しなさいという後につくられた白書なんですけれども、ここもやはり、全ての職員によって作成をされたというふうに聞いてまいりました。

と言いますのも、先ほど言われました上下水道とか、道路、橋梁につきましては、やはり専門職がございますし、もともと、この事業を進めるのは、総務財政のほうが中心になるうとは思いますが、その後、町長のほうにも言われました。先ほど、地域の施設等々の話になりますと、やはり地域のご理解、各論で理解をしていただく必要が、本当に出てくるのかなと思います。

この再配置計画につきましては、本当に夢のある計画じゃなしに、地域の皆様に、やっぱり御苦勞をかける計画であり、その事業推進になってこようかと思えます。

そのこの部分で職員全体というのが、計画を策定する作業に全てが入ってくださいますという気はないんですけれども、やはり、それぞれの部署で教育であったり、まちづくりであったり、福祉であったりというところで、住民の皆様と接しられています。その中で、そ

の部署、部署で、担当されている職員さんの住民サービス、じゃあ、そのサービス機能は、どういうふうにしていったらいいのだろうか。今後、施設を減らし、統合し、機能集約をする場合に、こういった方法をすれば、有効な活用ができないだろうかでありましたり、先ほどの話の中にありました有利な起債がある、こういった財源措置があるというのも、職員の方、皆さんが、やっぱり理解を持った上で、そういったことを現場の立場から声を出して、よりよい計画にしていくような取り組みが必要なのではないかなと思うんですけども、そういった職員の方々の意識啓発ということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、意識啓発というように、第三者的に捉えるわけでは、ものではないというふうに思います。

これは、やはり町職員、役場職員は、そうしたことを考えて推進していく責任があるわけですね。そのための専門職です。

ですから、町のいろんな将来的な財政、そして、行政サービス、こういうものを維持していく上で、どのような取り組みをしていく必要があるか。そして、将来に向けて、どういうふうなあり方にしていかなきゃいけないか。これは、やはり、全体と言っても、全部の職員が同じことをやっているわけじゃないので、みんなに同じように、具体的には、一つ一つの仕事については、それぞれの専門職の中で考えるんですけども、考え方としては、全て同じ考え方で取り組んで、当たってくれておると思っておりますし、例えば、下水道、今の話等においても、これはやはり、その担当している職員が、今、既に、以前から統合計画というのを策定をして、そして、具体的な事業として、そうした国への補助申請をし、計画を行い、そして地域へ、また、出て行って、地域の皆さんと協議をしながら進めていくと。これはもう、当然、啓発をしていく以前のということじゃなくって、職員のほうが、また、住民の皆さんに、ちゃんとお話し、趣旨を、必要性を皆さんにお話しをしていくということでもあります。

ただ、そうは言っても、ほかの町全体の職員の中で、そうした事業を行っていないようなところの職員も、やはり今、町が考えて、必要な取り組みとして取り組んでいる内容については、これは職員として勉強していかなきゃいけない。そのへんについては、職員に対しても、いろんな研修を行っておりますし、こうした、例えば、議会の場で、私が答弁をさせていただいておりますけれども、やはり、それぞれの担当課の課長も全て、これ話を聞いております。

そういう中で、やっぱり十分に、そのへんは、理解を深めてくれているというふうに思っておりますし、最終的には、やはり私が、今、町長として、そうした町政の中で運営を進めておりますけれども、やはり先頭に立って、リーダーとして進めていく姿勢、このことは、当然、最終的には必要だというふうに思います。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 今回、この質問をさせていただくに当たって、インターネットで、

いろんな市、町のこういった再配置計画、もう既に策定されているところ、個別計画も含めて、探してみても見ました。

実は、あんまりおもしろくないんですよ。と言いますが、やはり、もともと総務省の指導があった、もともとのどれだけの面積を有しているのか。どれだけの施設を持っているのか。それだけに、人口がどうなっていくのか。その維持管理には、幾らかかるのか。というようなことばかりで、とり立てて、おお、ここがこんな変わった取り組みをやっている。当然、変わった取り組みもできない事業ですので、なっておるんですけども、やはり、そこで僕、感じたのは、これはやっぱり、きちりと将来の10年、20年先の町政運営、市政運営を健全なものにしていくのに、やっぱり人の力なのかな。

当然、行政の中の考え方があるでしょうし、それで、その考え方を住民の方々に浸透し、住民の方々に協力をいただいて、初めて推進できる事業なのなかというのを、いろんなところを見ながら、そういったことを、大分感じました。

今日の質問の中で、いろんなことを、まず、一番大きかったのは、当然、町長が強制力を持ってやっていくんじゃないですよ。

住民の方にも、私の口からも一生懸命伝えていきますよ。

また、先ほどの答弁にありましたように、町職員、やっぱり一丸となって、その意識を持っていきます。そういったことを、やはり今日の質問のまとめとしては、浸透することを一生懸命頑張らせていただいて、町当局もそうですし、当然、議会も協力をさせていただきます。

また、住民の方々にも、そういったことをご理解をいただいて、本当に総論ではなく、各論で、きちりと、この事業が進むように、町民全体でやっていかないとということを確認をさせていただいたというのが、私の感想なんですけども、その推進について、町長、最後に一言だけお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今日の質問を通して、今、千種議員がまとめていただいたとおりです。私も、そのことに全く一緒であります。非常に町として、今後の運営を行う上で、非常に先ほど言いましたように重要な課題であるという認識のもとに、計画的に、着実に結果が出るように進めていきたい。そういうふう考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 割と、僕、今までの質問、成長戦略部分、経済的に何とか産業を興しましょうよとかいうのが多かったんですけども、やはり町の将来を見据えた時に、コストをどうやって削減していくのか、非常に、この佐用町の将来に関して大きな課題だと思っています。

我々も頑張りますので、町当局も頑張らせていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（山本幹雄君） 千種和英君の発言は終わりました。

続いて、7番、竹内日出夫君の発言を許可します。はい、竹内君。

〔7番 竹内日出夫君 登壇〕

7番（竹内日出夫君） 7番議席、公明党の竹内でございます。

本日は、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてと、生徒が意欲的に英語を学べる環境づくりについての2件について、質問をさせていただきます。

この席からは、1件目の学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについて、質問をさせていただきます。

我が国の国際化が日々進展する中、これから、時代を担う子供たちが、外国の人々に対して、おそれや偏見などを持たずに、同じ人間として理解し合い、時には議論や励ましを送り合う、そのような関係を結び合えれば、素晴らしいことだと思います。

しかし、我が国は島国であり、一般的に言って日常的に外国人と接する機会は、まだまだ多いとは言えません。

特に本町のような地方都市は、その傾向が顕著であるように思います。

そのような中、30年以上前から、総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトに「JETプログラム」があります。

このプログラムは、世界各国にある大使館などの在外公館において、日本に英語を教える若者などを募集・面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招聘する事業ですが、現在では、54か国から約5,500人の若者が日本全国で活躍しています。基本は1年間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。

彼らは、活躍をとおして日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後もさまざまな形で日本と母国とのかけ橋になっています。

招聘する業種は、ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）、SEA（スポーツ国際交流員）の3種類ありますが、そのほとんどはALTによる招聘です。

このALTは、小学校教師や中・高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には、学校の諸活動にも積極的に参加し、子供たちと日常的な触れ合いを持つ場合もあります。

ご存知のように、小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度まで3年生・4年生の外国語活動、5年生・6年生の教科としての外国語が先行実施されています。そのような中、ネイティブスピーカー（英語を母国語とする人）の発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、本町の子供たちが、直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。

なお、彼らを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税が加算されます。

しかも、近年は、日本文化への関心の高まりによって応募する外国青年も多く、選抜により来日しますので、自治体の必要人数は100パーセント満たされ、その質にも定評があると伺っております。

現在、本町においては、2人のALTを任用し英語教育にも力を入れていただいています。この2人の先生によって、町内の4中学校と6小学校の巡回指導をしていただいています。中学校に1人ずつのALTを任用し、国際化に向けた、さらなる語学教育が必要であると考えます。

全国では、群馬県高崎市のように、市内の小中学校1校に1人の割合で任用している市もあります。また、近隣では、たつの市や宍粟市では各中学校に1人任用されています。

そこで、提案ですが、本町の小中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えた、また、各学校での生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、各中学校に1人を目標に、このJETプログラムによるALTのさらなる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきであると考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

この場からの質問を終わります。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、竹内議員からの最初の質問でございます学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みについてについてお答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、小学校段階から、ネイティブな発音に親しみ、外国生まれの人と直接ふれあう体験、これからの国際化が進む社会において非常に大切なことである。このように、私も感じております。

そのような観点から、佐用町においては、もう既に、平成9年から、今から20数年前からJETプログラムによるALTを1名配置し、さらに、平成22年から2人を任用して現在に至っております。非常に歴史が古い、このように考えております。

その後、平成28年4月からは、プロポーザルによる民間団体、今現在は、グローバル教育推進機構とインタラック、この2社から1人ずつ任用し、現在の形を採っており、ALT1人がそれぞれ、2中学校、3小学校を担当しております。

JETプログラムから変更した、結果的には変更したわけなんですけれども、その主な理由としましては、派遣に当たっての人選面、要は、大学出たてですぐに日本に来て、全く日本語がしゃべれない。指導という面ができない、そういう先生が結構来られました。そういった関係で、学校現場で非常に厳しいものがあって、非常に使いにくかったというようなことから、現在のようなプロポーザルによる選定と、このようにさせてもらっております。

今、ご指摘のとおり、平成32年から全面実施される新学習指導要領の標準授業時間数ですけれども、小学校3年生・4年生の外国語活動は週に1時間、5年生・6年生の外国語科は週2時間、中学校の英語は、各学年週4時間となっております。

本町の場合は学校規模が小さく学級数が少ないこと、中学校においては、全ての授業の中でALTを活用した授業計画というわけではない。こういったことの原因から、現在のALTの配置体制の継続を来年度以降も考えております。

また、学校教育での国際化に向けた取り組みとしては、外国語活動、外国語科だけでなく、社会科をはじめ各教科、そして特別活動、道徳科、先ほどもありましたように、学校の諸行事等、全ての教育活動を通じて、各学校で国際理解教育を推進しているところです。

さらに、町内の外国語教育の充実を図るために、昨年度から、毎週金曜日の放課後にALTの協力を得ながら小学校教員に対しまして、外国語活動の研修講座を実施しております。また、来年度からは、教育委員会のほうに、外国語担当の指導主事を配置し、各学校に向いて、外国語の指導、評価の仕方等について、指導・助言を行う体制を整えているというのが現状でございます。以上、この場で報告とさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 教育長の答弁、ありがとうございました。
それでは、各中学校に1人ずつの配置というのは、もっともっと先になるということ
よろしいのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 今現在、全中学校に1人ずつということは考えておりません。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 子供が言葉を覚えるように、できるだけ小さい時から、いわゆるネ
イティブスピーカーの話聞きながら大きくなれば、ヨーロッパでは、言葉の違う国が隣
接、陸続きしております。

だから、国境近い、近くの人、また、行き来の激しい人は、日本で方言を聞くような感
じで、ドイツの人が英語を話したり、フランス語を話したりするような例がたくさんあり
ます。

だから、子供の語学教育については、できるだけ早く、また、より多くの機会を持って、
外国の人の発音を聞こうと、聞くと、こういうことは、非常に大事ではないか。

既に、群馬県の高崎市では、中学校、小学校、それぞれ1人ずつ配置されています。

近隣では、先ほど申しましたように、実栗市とたつの市、ここでは既に、中学校に1人
ずつ配置されております。

給食の時間であったり、また、遊ぶ時間であったり、そういう機会を利用して、生徒と
接触してもらって、少しでも外国語に接することが、いわゆる語学教育の基本ではないか
なと思っております。

私も、一応、10年間英語の勉強したというのか、機会がありました。

しかし、全く話せない。また、ヒアリングもできない。ゆっくり話したら、ああ、こん
なことを言われているのかなということぐらいしか、まだ、わからないんですね。

だから、語学教育というのは、小学校低学年のほうがいいんですけども、そういう機
会を、ぜひ何回でも持つような体制をとってほしいなと思います。

それで、町長の施政方針にもありましたように、教育と子育ての環境を整備するという
施政方針を示されました。こういうことから、やはり国から交付税をいただきますし、
ぜひとも1人でもたくさんのALTを任用していただいて、そういう機会を持っていただ
いたらと思うんですけども、再度、教育長、申し訳ないんですけども、お願いでき
ませんか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 今、質問のありました宍粟市であったり、たつの市であったり、私の知っている範囲では地域人材、ボランティアという形で、各学校へ、地域人材で入っておるといように聞いております。

一部は、町の形で採用ということなんですけれども、JET で入ってこられると、今のALT もそうなんですけれども、英語の授業というのは、小学校の場合2時間、今後ですね、この4月からなんですけれども、中学校も4時間になる。全て、最初から最後までALT がやると、子供たちわからないわけですよ。当然のことながら、英語でざっとしゃべられると、何言っているかわからない。

そういう意味と、読み書きというのと同じで、ネイティブでALT が発音し、それに対して答えながら、それをまとめていく。そういう組み合わせの中でやっているわけで、と同時に、もう1つは、まとめたり、テストしたりという過程も当然あるわけなんです。

それで、今現在のALT も、今、お話あったように給食の時間であったり、遊びの時間であったり、子供たちと触れ合って体験をしておる。この事実、間違いありません。

ですから、24時間ずっとおってもらっているのもいいかもわからないけども、今の段階で、そう不自由はしていないというのが学校現場の現状なんです。

ですから、ずっとずっと英語でざっとやられると授業にならないし、と言ってほしいしと、そのへんのバランスを、今、ちょうどとっているのではないかな、このように考えております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 教育長の考え方も、私、理解できないこともありません。

しかし、ネイティブスピーカーの話を聞くことによって、耳もなれますし、より早く英語を習得できるのではないかなと思っております。

ある国会議員が言われた言葉で、2つ反省しておると、1つは英語を話せないこと。もう1つは、パソコンがさわれないこと。この2つを反省しておるとい話を聞いたことがあります。

やはり、できるだけ小さい時から、授業という形でなくても、遊び時間でも、ちょっと英語で発するというんですか、発音する。そういうことが語学教育では必要ではないかなと思っております。

それと、大学でも授業によっては、英語しか使ったらあかんというような授業があります。それなんかでも、やっぱり進学したら役立つことでしょうし、今朝、近所の人と話しましたら、小学校の低学年から、佐用のどこか知りませんよ、佐用の塾に行かせて英語を勉強させておったんやと。今、その子、大学になっておるんですけど、やっぱり試験受けたら、英語の試験が一番成績がよかったという話を聞いております。

だから、私も英語は、苦手なほうだったんですけれども、小さい間から親しんでいくというのが、語学教育かなと思うんですけれども、小学校に1人を置いてくれという要望は、今のところはしたくはありませんし、するんですけれども、やはり中学校に1人ぐらいの配置をしていただいて、中学校ぐらいから英語を聞く耳、それから、話せるように、今から教育すべきではないかなと思っております。

やはり、人材を育てるといことは、この佐用町にとっても、非常に財産になると考え

ておりますので、近い将来、今のところ教育長は考えていないということなんですけれども、近い将来は、いかがでしょうかね。再度。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） 近い将来が、いつになるかどうか、わかりませんが、私、1つ思いますのは、先ほども、言いましたように、本町の中学校は、オール単学級ですよ。それで、週に4時間ということになりますと、まあ、4日間で、それぞれ月、火、水、木と4日間で全ての学年のんが終わるわけですね。ですから、1日空いてしまうわけなんです。

そういったものをおかみ合せながら、2クラスある佐用中については、ちょっと長めという、そういう形で、その中の1日は書く・読む、そういったことに充てて、残りの3つについてはヒアリングを中心という、そういうカリキュラムを、今現在の中学校ではやっておるので、もうそう不自由はしていないというような言い方で、そりゃ、1人が、人間が1人増えるということは、学校現場にとっては大いに助かりますけれども、と言って、何ぼでも、何ぼでもいうわけには、なかなかいかない。

ですから、一番いい、この宍粟市さんであったり、たつの市さんのように、地域人材という形で、英語で私、協力しますよと、前にも運動面でお話したと思うんですけれども、運動面で協力しますよという方がありましたら、ぜひ言っていただいて、そういった形の方も、どんどん学校のほうに入っていただく、これは大事なことだと。と言って、その方が、ずっと英語で全てしゃべられる方、決して、それが、果たして本当に、それだけではないというのが今の現状ですので、いろいろな形で見えていただく、知っていただくことも大事な。

ただ、そのことだけで、英語が全て子供たちに浸透するかというのは、ちょっと、「ん？」と思うところも、正直ございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） 本当に語学教育というのは、非常に難しい面があるということは、私も理解はしているつもりであります。

しかし、何回も言うようなんですけれども、小さい時から、やっぱり英語を聞いておると、私らが言葉を覚えたように、自然のうちに覚えていくと。こういうものだろうと思います。語学教育はね。

だから、授業というのではなくて、やっぱり遊ぶ時間、普段から、そういう言葉を聞くことは非常に大切ではないかなと思っております。

佐用の小中学校を抜けた子供は、中学校卒業したら、ある程度の日常会話ができるぐらいの力をつけるような方法をとってほしいなと思っております。

カリキュラムを、いろいろ教育長のほうから聞きましたけれども、そういうことにも、やっぱり工夫を凝らしてもらって、佐用町の学校を卒業した子は、ほかの町の子供に負けへんのやというような能力をつける努力をしていただいたらなと思うんですけれども、ALTの学校1人、1学校1人じゃなしに、そういった方法というのは、これからいかがで

しょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 教育長が、いろいろと答弁をされておりますけれども、施政方針でも、子供たちの教育、子育て、こういう面では、町もできる限りの支援をしていきたいと、取り組んでいきたいということを、私も町長として、申し上げさせていただいております。

ただ、当然、私らも英語がしゃべれたら、自由にしゃべれたら、本当に、もっともっと、いろんな仕事ができたらというような思いもありますし、もう本当に、自分自身が思っ、て、そうした能力があれば、私、こんな仕事していないなというところもあります。

ただ、英語教育ということは、母国語ですから、言葉ですから、どうしても生活の中で、小さい時から耳で覚えていくという、だから、ALTを何人かを置いても、先ほど、教育長が述べましたように、学校教育の中で、英語の教育時間というのは限られております。そういう中で、佐用町の中学校なんかは、特に、単学級で時間数から見れば、今のALTで、その英語の時間でのALTとしての授業というのは、十分、ある意味ではできているということです。

だから、そのほかに、ALTを各学校に1人、配置をしたとしても、子供たちと一緒に英語教育をする。全て英語教育とかいうだけでやっているわけではないので、なかなか、そうした子供たちが、佐用の子供が、本当に、小中学校の中で、佐用町が、みんな誰もが英語が堪能になったというようなことは、これは、ちょっと教育としては難しいというふうには、私も感じております。

それと、そういう非常に英語をこれから話せることは非常に大事だということは、これは私も認識しておりますけれども、しかし、それ以上に、やはり母国語、国語をしっかりと学ぶということ、このことのほうが、このことを抜きにして、英語だけに対して熱心に教育をするということ、これはかなり危険性がある。間違っているということも、いろいろと言われております。

私も、去年、一昨年だったかな、藤原ていさんの息子さんと、ああした「国家の品格」なんかを書かれた著者ですけれども、数学者ですけれども、講演を聞く機会がございました。

その時に、その藤原先生がお話の中で、文部科学省が、今、英語教育、特に小学校の教育に英語を幾らか入れると、こういうこと一生懸命やっていること、これは、文部科学省として、また、大きな間違いを犯しているというようなことを、はっきりと申されておりました。

やはり、もっと日本人として、国語、日本の言葉としての国語をしっかりと学んだ上で、そういう上で、他の外国語も理解をしていかなきゃいけないと。

だから、そういう意味で、子供たちの、これから教育の上で、改めて、やっぱり学校の中でも、国語力というものが、数学の問題、化学の問題、そういう学問ですね、そういう上で、しっかりと、そのものを理解していくという、そして表現をする、そのことの素地がないと、幾ら一般の会話としての英語を覚えても、それは、なかなか役に立たないというようなことも話をお聞かせいただいたので、そういうことも含めて、やっぱり、今、教育長が言われた現在のALT制度の中での教育ですね、学校の、これは当然、続けていきますけれども、なかなか、学校に1人ずつ配置しても、経費は当然かかります。それが、本当に有効で、皆さんが、そういう子供たちが、そういう状態になれば、それはかけてもい

いと思いますけれども、今の状態であれば、今、ひとつ役割が、大体、それで今、できているということなので、これは続けていくことでいいのではないかなというふうに思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、藤原ていさんの息子さん、これは、新田次郎さんの息子さんやね。

日本語教育が大事なことも、私、わかっているつもりです。

いわゆる、日本語、この文書を読むだけじゃなくて、読解力という、非常に私、それがありませんでした。それで、仕事で文書をつくったりというような仕事をしだしてから、自分も、ちょっと文書力できてきたかなという感じを持ったことあるんですね。

やはり、日本語は非常に大切なんです。私たちにとってね。数学にしる、国語はもちろん、ほかの理科にしる、社会にしる、やっぱり日本語を読んで回答するわけですから。問題が出ますとね。やっぱり、その読解力がなければ、何を問われておるのかもわかりませんし、やはり日本語は、私たち日本人にとっては一番大事だろうと思うんです。

と同時に、これからグローバル化していく社会において、やっぱり英語というものは、非常に大切だなと思っております。

先ほどもお話したように、大学の授業では、この授業は英語だと。英語でやるような授業もあります。

やっぱり日本語も大事ですけども、そういう国際人を育てるために、ぜひ英語にも力を入れてほしいなと思っております。

そして、授業だけでなく、普段、遊ぶ時間であったり、いろんな時間を利用して、生徒と接してもらおうというような機会が、よりたくさんあったら子供にとっていいんじゃないかなと思っております。

ぜひ、また、前向きに考えていただいたらいいのではないかなと思っております。これについては、答弁結構です。

1件目の質問をこれで終わらせていただきます。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

生徒が意欲的に英語を学べる環境づくりについて。

本町においては、現在、2人のALTを任用して、生きた英語教育に力を入れて、英語の楽しさ、コミュニケーションを身につける取り組みをしていただいております。

この努力、取り組みを理解した上で、全ての生徒が意欲的に英語を学べる環境づくりの一施策として、中学校における英語検定目標値の設定、そして、受験料の補助制度の創設を提案申し上げたいと思います。ぜひご検討いただきたいと思いますので、ご所見をお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、2つ目の生徒が意欲的に英語を学べる環境づくりについてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、申しましたとおり、現在、本町では2名のALTが任用され、町内の小中学校において、生きた英語教育を推し進めているところでございます。

生徒が意欲的に英語を学べる環境づくりについてですが、現在、ALTの有効活用という観点から、学校の夏休みを利用してイングリッシュシャワールームを開設しております。これは、平成25年度から実施している事業で、夏休みに小中学生が英語に親しみ、興味を持たせるための一環として、日常的に英語に触れることができる英会話教室のような場を設定しております。併せて、現在は小学生を対象としたものになってはいますが、平成26年度からは、西はりま天文台におきまして、1泊2日のイングリッシュキャンプ、これも設定しております。

特にこのキャンプは好評でして、外国青年と触れ合うことができるということで、新たな学習意欲を生み出すなど、さまざまな教育成果も上げております。昨年なんかは、隣の町との合同キャンプというような形にもなって、非常に盛大に行っております。

次に、ご提案いただきました中学校における英語検定目標値の設定と受験料補助制度の創設についてですけれども、中学校における英語検定目標値の設定についてというのは、ご存じのとおり、国の方針として、中学3年生の学力は英語検定3級、これが取れる生徒の割合を、50パーセントを目指すということになっております。

検定といいますのは、資格になるわけですが、これにつきましては、基本的に個人の資格となり、得手、不得手もある中で、義務的に行うことはできないものと、このように理解しております。そのため、現段階での目標値の設定というのは、非常に難しいものがあると考えおります。今後、検討は進めてまいりたい。このように思います。

また、受験料補助制度の創設についてですが、近隣自治体の状況をみますと、相生市は、平成31年度、この4月から英語検定ではなくって、その前段階となります英検IBA(アイビーイー)というのがあります。その受験料を全額補助するという制度を打ち出しております。また、宍粟市については、補助制度の検討開始をしたものかなということで、現在、検討を考えておると。検討はするけれども、補助制度は、今のところないというように聞いております。

検定につきましては、英語以外にも数学検定もありますし、それから漢字検定ももちろんあります。そういった中で、先進地的な取り組みとして特に英語をとということではあります。教科バランスも考慮するというようなことも私のほうは考えなければいけませんので、貴重なご意見として、今後、検討を進める材料とさせていただきたいと、このように思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、教育長のほうから、英語検定の目標値の設定は非常に難しいという話を聞きました。

仕事をする上で、目標のないというものはひとつもないと思うんですね。やはり、学校の先生が英語を教える、ALTを交えて英語を教える。こういう結果を見るためにも、ある程度の目標値は持たれたほうがいいんじゃないかと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほども申しましたように、確かに、目標値という英語検定そのものに対する目標値という意味でして、英語検定については、できるだけ中学3年生において50パーセントというのは、これはあくまでも目標値として文科省だしておりますし、我々もそのつもりではおります。そういうように理解していただけたらと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） わかりました。50パーセントの目標値を、とりあえず挙げているということわかりました。

それから、英語検定の受検料の補助制度なんですけれども、大阪の寝屋川市では英語検定受験料補助事業のスタートさせる前と後の受験率を見ますと、平成17年度に中学3年間に1人につき1,000円を基準でスタートされたそうです。その時の英検3級以上の受験率は19.8パーセントでしたが、現在では中学3年間在学中2回までの一部補助と拡大され、平成27年度の受験率は55パーセントに拡大したそうです。

それで、法的な資格取得ができること、それから、また、自身の学習成果の確認、そして、向上しようとする意欲を高める効果が期待できると思います。

こういった受験料補助制度というのは、子供の意欲をかき立てたり、また、経済的にしんどい家庭も中にはありますので、こういった方の受験料を補助をするという制度が、やはり非常に大切ではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） これも非常に、補助ですから全員ではないと。難しいなと思うのが、全員ではないというのが、どういうことかと言うと、あくまでも英語検定は希望者だけなんですよね。それで、年に3回ある。地方によって、隣の市なんかもそうなんですけれども、そのうちの1回分だけは補助しますよとか、それから、半額補助しますよ。いろんなパターンをとられておるんですけれども、補助することによって全員が受けるかいうたら、決してそうではない。そのあたりのアンバランス的なものも非常に考えておる。

それで、実際問題として、今現在、町内の大体4中学校の平均なんですけれども、大体約半数の子は何らかの形で受けております。受けておる子供たちの約半数以上は合格しておるわけで、そうしていくと約25パーセントの子供たちが合格していると。

残りの子供たちは、まだ、強制はできませんので、そのあたりの学校教育というのは、非常にこう、いい意味での共通性というのか、全員一致というのが非常に前提におきますので、なかなか難しいものがあるなというのが正直なところです。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7 番（竹内日出夫君） 受験を強制するものではないということ、私もよくわかっております。

ただ、教育長、50 パーセントぐらいな受験があるということを言われましたけれども、私、ちょっと調べますと、中学校の約 9 パーセントと少ないというように意識しているんですけども、これは統計の取り方の間違いなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） ちょっと、そこわかりません。佐用町内が 9 パーセントという。

7 番（竹内日出夫君） そうです。全中学校の。

教育長（平田秀三君） すみません。近々の私のほうのデータでおりますと、各中学校、それぞれ、佐用中でしたら 10 人から 20 人程度、それぞれの回数で受けておまして、3 級の取得数が 21 パーセントというような形で、各学校によって 28 であったり、40 パーセントととっているところもありますし、22 パーセント。ですから、平均して大体 25 パーセントということで、最初申し上げたとおり、3 級取得割合がそのようになっておると。全トータルで 3 級取得者が町内全体で 26.1 パーセントというように、私たちのほうの集計ではとっております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君。

7 番（竹内日出夫君） わかりました。

受験料の補助制度をして、一部補助でもいいんですけども、受験者が増えたという実例があります。

やはり、1,000 円、2,000 円、すぐ出せる家庭ばかりではないと思います。そういった、ところに勉強のことでですから補助されても、決して佐用町の損得いうたらあかんのやけども、損にならんと思うんですけども、やはり、この 1 人 1,000 円、あるいは 2,000 円の受験料を補助することによって、生徒が意欲的に勉強して英検を受けようという生徒が 1 人でも増えたら、佐用町の財産になると思うんですけども、それほど大きな財源は必要ないと思うんですけど、町長、このへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 金額面で言えば、そんなに大きなお金ではないということは、よくわかります。

ただ、子供を持つ、それぞれご両親、親御さんにおいては、やはり子供の教育というのは、やっぱり皆さん、一番熱心、関心がありますし、非常に一生懸命、子育てをされてお

ります。

そういう意味で、そした検定なんかも受けたりして、意欲ある子供たちを自分の子供を育てていくという、ご家庭の意思、そういうものは、ご家庭の中で、本当に推進していったほうがいいかなという感じはします。

学校の中で、そうした子供たちも、それぞれ自分の得意にしている子もいるし、苦手にしている子もいますしね、学校ですとなると手法的に学校がとりまとめてとか、学校の中で志望者を募るとか、そういう形になってしまいます。

そういう中で、子供たちにとって、そういうことは非常に苦手な子においては、何か、非常に、私なんか、仲間の中で、同じ学校の仲間の中で、同級生の中で、少し、子供にとっての負担が逆に、精神的な負担がかかるのかなという思いもしますし、それぐらいな金額ですから、逆に親御さんが出されても、別に、それほど大きな負担にはならないというような感じもしますので、これは親の教育にお任せしたほうがいいところではないかなというふうに思いますけどね。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） まあ、いろいろな考え方があって、当然だろうと思っておりますが、やはり、こういう教育に投資するというんですか、そういうことも行政としては大切ではないかなと、私は、考えております。

先ほど、目標値の設定とか、受験料の補助制度の導入とか、いろいろ提案をさせていただきました。

現段階では、非常に難しい。まあ無理だろうなという感触を受けました。

これが、いわゆる近い将来、前向きに、取り組んでいただいて、いわゆる国際人を、佐用の出身者が国際的に活躍してくれることを祈りまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時からとします。

午後02時46分 休憩

午後03時00分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩と解き、一般質問を続行します。

10番、金谷英志君の発言を許可します。はい、金谷君。

[10番 金谷英志君 登壇]

10 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は1点目に再生可能エネルギーを生かす研究をしてはどうか提案です。

ドイツでは、電力小売り事業や再生可能エネルギーの発電事業の担い手として「シュタットベルケ」という事業体の活動が知られています。シュタットベルケは自治体出資の法人のいわゆる「公社」ですが、その経営は民間に委ねられており、発電事業などの事業のほか、上下水道事業、地方交通事業など地域公共サービスにかかわる事業も行っています。

シュタットベルケは、エネルギー事業で得られた収益で、公共交通などの赤字事業を自社事業として取り込み、地域に必要なインフラサービス事業を行っています。

このドイツの先例に学びつつ、日本特有の特徴も取り込みながら、地域における新しい事業として電力小売り事業を設立し、そこから得られる収益を地域が抱えるさまざまな課題の解決に利用していこうと「日本シュタットベルケネットワーク」が2017年9月に設立され活動が広がっています。18年9月で31自治体、兵庫県では洲本市、岡山県では西粟倉村、鳥取県では米子市、北栄町が加盟しています。そこで伺います。

本町では、IDECと共同で、申山で売電事業が行われ、秀谷にも太陽光発電所の建設が進められています。この事業が町の課題解決の一助となるようシュタットベルケの研究をしてはどうか。町長の見解をお伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの再生可能エネルギーを生かす研究をというご質問にお答えをさせていただきます。

ただ今、金谷議員からのご質問にありましたシュタットベルケ、これドイツで行われている活動だということで、ドイツ語であります、これは地域エネルギーの供給や、また、その活用も含めて公共インフラ・公益サービスを総合的に運営し提供する公営企業を設置して、地域内の雇用も創出をしながら、その事業によって得られる太陽光発電等の事業が生み出す利益、そういうものを公共インフラ、今の公共交通、また、上下水道等の運営、そうした赤字分野の事業を穴埋めしながら、それを持続的に運営していくという手法として、ドイツで、かなりこのへん進んでいるということも、私も承知をしております。

そうした、事業の中身ですけれども、そのタイプというは、いろいろとドイツの中でもあるようですけれども、100パーセント自治体が出資しているところもあり、また、過半数の株を自治体が持って民営で運営をしているというようなことも聞いております。

このシュタットベルケという、この手法について、先ほど、日本でもそうした協議会がつくられて参加している自治体があるというお話ですけれども、先般、民間のこうした事業を行っている事業者が見えられまして、民間事業者として、日本版シュタットベルケの、こういう事業の中で手伝えるところがないのかというような申し出を受けて、いろいろと、また、お話も聞かせていただいたところであります。

佐用町で、新たな事業を行う場合は、これまで、町が中心となり収入支出の仕組みなどを十分検討した上で事業展開を図っておりますが、再生可能エネルギーの取り組みである太陽光発電所の場合は、町と民間がこうして出資して、有限責任事業組合の契約に関する法律、LLP法に則った「佐用・IDEC有限責任事業組合」を設立し、その売電収入などを活用して子供たちへの支援や森林事業等への取り組み、さらに新たな次世代農業へのチャレンジとして、佐用まなび舎農園への取り組みへつなげてきております。

そういうことで、具体的に、そういう1つの事業の中身としては、もう既に取り組んで

いる部分もあるというふうに認識をしております。

また、平成 31 年度において、佐用・IDEC 有限責任事業組合での、この事業会計といたしまして、組合からの収入、平成 31 年度予算で一応上げさせていただいておりますように、配当金 2,000 万円、また、申山及び秀谷発電所の土地の賃借料約 1,150 万円、また、貸付金の返済金、これが約 4,130 万円、事務手数料 120 万円の合計 7,400 万円が組合からの収入で入ることになっております。そのうち、基金へ約 4,000 万円積み戻しまするので、残る 3,400 万円は、町単独の造林事業や小中学生への子育て支援事業等へ充当をしているということでございます。

また、議員提案のシュタットベルケ事業を実施するメリットとして、水道事業への取り組みにより、太陽光発電等で得た利益を赤字補填することで、水道料金を軽減することなどができるといことでありますが、しかしながら、本町のような中山間地においての水道事業の実態は、管路延長が非常に長い、高低差が非常にあるというような中で、この運営維持に高額な経費が必要となっております。現在の太陽光発電による利益では、これは水道料金の軽減などには至らないというのが、当然、現状であります。

本町の水道事業は、簡易水道会計により運営することで、簡易水道債の活用や一般会計からの繰り入れ等を行うことで、現在の水道料金を、今後とも維持をしていきたいということに取り組んでおります。

そういう意味で、現在において、そうした日本版シュタットベルケ事業に改めて取り組んでいく必要性は、今のところ、私はないというふうに思っております。

これまでも、町では、それぞれの事業に応じた形態を考えて事業に取り組んできております。例えば、光ファイバーを活用したテレビ放送や通信環境の全町域への提供も民間事業者と役割を分担して IRU という形態を採用しておりますし、また、智頭急行線の運行は第三セクターによるものであり、さよさよサービスは町社会福祉協議会との連携、タクシー運賃補助制度による運行は、タクシー事業者との連携により交通サービスの提供等を行っているところであります。さらに上下水道事業についても民間と役割分担という形で、管理などについては、民間業者に長期委託などを行って、シュタットベルケという呼称ではありませんが、既に町として民間とともに公共インフラ・公益サービスを、実施をし、その維持に努めているところであります。

議員のご質問にありますシュタットベルケと呼ばれる、こうした公営企業のあり方とか、その手法については、やはり参考にする、今後も必要性はあるというふうに思いますが、町では新規事業を計画する時点で、その都度、事業の性格や事業の継続性等を考えた上で、事業手法を選んできております。これまでに。

今後も事業展開を図る上では、これまでと同様、計画的かつ持続的発展性を、町として各事業に責任を持って取り組んでまいりたいという考えでおりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 今、申山や今度、秀谷でやられる IDEC との共同でやられている有限責任事業組合についてお伺いしたいんですけども、これを設立する場合の時も説明されたと思うんですけども、確認したいんですけども、有限責任事業組合の、その任意組合との違いとしては、法人格を有しない点、組合員が 1 人となることが認められない。

または、法人税課税の対象とならない。有限責任制であるため、出資者は出資額以上の責任を負う必要がないというふうなメリットとして挙げられているんですけども、そもそも、これを設立した時には、どうしてこういう株式会社でなしに、普通の任意組合でなしに、なぜ、こういう形態をとられたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、今、再確認で、金谷議員がおっしゃったことです。

これは、非常にまあ、事業としては、ある程度限られた期間の、限定された期間運営をしていくということであり、また、一番簡単に、簡易に事業組合というものをつくり、その責任範囲も、その事業の範囲内での責任でありますし、これ法人格を持ちませんので、法人税も必要ないと。そういう非常にメリットということがあるということで、この方法を選んだということ、これは以前からご説明を申し上げているとおりです。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） そういうふうに、今、シュタットベルケが自治体で取り組む中で、一番進んでいると言われているのが、福岡県のみやま市というところですけども、みやま市が取り組むうえで、みやま市は、みやまスマートエネルギー株式会社、こういう形態でやって、それでシュタットベルケにやっているということなので、今、佐用町で取り組んでいる責任事業組合としても、そのままいけるのかなという気はする。研究はせないかんとするんですけども、みやま市が電力会社を設立した理由については、市内で生まれたエネルギーを市内で使う。エネルギーの地産地消ということ。

それから、市内で雇用を増やす。そういう株式会社ということですから、雇用を増やして経済を活性化すると。それから、地域のことに使えるというふうな3つの大きな理由があったようなんですけども、町長、今、売電収入なり、それを地域のほうに生かすというふうなことも言われましたけれども、手法として、私も、もうちょっと研究せないかんとは思うんですけども、こういうことも、新しい 2017 年に、日本でようやく設立されたというような、新しい形態ですから、なかなか全国的に広がって、まだ、本当にこれでやっていいというふうな例がないんですけども、先ほど、言いましたように、みやま市が一番近いというふうなことですから、もっと研究もした中で進めていかれたら。

今、兵庫県内でやっているのと、さっき通告の中でも言いましたけれども、洲本市なんかは、兵庫県の中で、淡路島全体を県が力を入れてやっている。再生可能エネルギーには力を入れて、そういう中で、このネットワークに加盟しましょうという程度ですから、シュタットベルケの中で、洲本市がやっているというふうな状況ではない。

鳥取市にしてもそうですし、北栄町にしても、そういう状況らしいです。

ネットワークには、そういう情報交換的な中で加入をしましょうということにはなっていますけど、ですから、一番先進的な取り組みを、18年にはみやま市ではやられていますから、こういうふうな、みやま市の研究も、もうちょっとされたほうが、ちょっと参考になるかなというふうに思うんですけども、町長いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、研究会に加入をしていないといひますか、町が、私は、今、加入するメリットは、あんまりないなといひを思っております。

といひるのは、再生可能エネルギー、こゝういふ問題の中で、佐用町はこゝうして既に、民間会社と、こゝうした会社をつくって、もう取り組んでおりますし、実際、エネルギーの地産地消といひことが、1つ可能であり、本来、一番最終的な、こゝうことが、うまく目標としてはエネルギーの地産地消、例へば、農業分野に発電した電力を使う。また、その発電した電力を、一般町民らにもみんな使う。また、こゝうした公共施設の維持管理などにも使う。こゝういふことが、将来可能になってくれれば、こゝうした運営をしていくといひことの公営事業体をつくるといひことも、まあ、必要なのかと。こゝういふことのメリットも出てくるのかもしれませんが、現段階においては、みやま市、私、ちょっと詳しくは知りません。

ただ、その再生可能エネルギーの取り組みとして、いろいろあります。風力、また、地熱、水力、こゝうして太陽光、こゝういふものを組み合わせて、たぐさんの方法が可能なところであれば、一つ一つにおいて、方法によって効率のいいのと、なかなか採算の合わないのも出て、その全体として、再生可能エネルギーの中で、利益が生まれてくれれば、その利益を、また、ほかのことに活用、公共施設のインフラ等の維持管理に使うといひことだと思ふんですけれども、現在、佐用町の場合においては、こゝうした地域内で、そのエネルギーを、なかなか、これを発電したのものを使うといひことまではいきません。

ただ、佐用町ではないですけれども、にしはりま環境事務組合のように、ごみの処理施設の中での発電事業、これは施設内の電力を既に賄っているわけですね。そのほか、余った電力を売電して、年間、3,000万円近い前後の利益を上げておりますけれども、これも個々の事業としては、こゝうした取り組みを、既に行っているわけです。

ですから、こゝういふ意味で、私は、佐用町の場合、かなり個々の事業としては、中身はドイツで行われているようなものの一部かもしれませんが、もう既に、取り組みが行われているといふふう理解をしておりますし、先ほど、ちょっと、先般、こゝうした事業者の方が佐用町にも見えて、全国いろんな自治体に、こゝういふ投げかけをしているといひ話の中で、佐用町の今の取り組みの実態等いろいろと公共交通の話とか、また、学校の跡地の活用の問題とか、太陽光の発電、それによって、森林の管理等の話とか、いろんな話をさせていただく中で、こゝうした方も、これはもう、名前は違ひますが、かなり進んだ形で、もう進められておりますねといひことで、今のところ、私たちが入っていくようなところは、ちょっとありませんねといひような形で帰られました。

まあまあ、こゝういふことで、今の段階では、きちっと今の事業をやっていることを、安定的に取り組むといひこと、進めるといひこと、このへんでいいのではないかなといひふう思っております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 町のほうとしても、こゝういふ検討され、やられているようです。

町長、こゝういふふう聞いて、こゝういふふうやられているんだなといひふう、認識、私、新たにしましたけど、みやまでは、みやまスマートエネルギーが販売する電力いふの

は、市内の再生可能エネルギーが中核、みやま市には、市と市内企業が共同で作った 5.5 メガワットのメガソーラー。それと、太陽光パネルを設置した市内の家庭の余剰電力を、そのみやまスマートエネルギーで買い取って、合計で 7.5 メガワットの、それが電源らしいですよ。

それで、余剰電力の買い取りに当たっては、福岡県ですから九州電力の FIT 買取価格より 1 キロワット時当たり 1 円高く買い取る。そういうことができるんだなというふうなこともありますから、そういう、この収益を確保しながら地域で生かすというふうな取り組みもされているようです。

引き続き、町長のほうも、今まで、そういうことも検討されていたということですから、参考にはするということですから、引き続き、また、参考に情報を集めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食の無料化を求めて質問をいたします。

学校給食の無料化については、これまでも取り上げてまいりました。改めてお伺いします。

学校給食法並びに同法施行令等の施行についてという通達が 1954 年、学校給食法ができて、その後ですけれども、各都道府県教育委員会に出されました。その中の経費の負担等というところに記述されているのは「従来は、学校給食を実施するための必要な経費の負担区分は学校ごとに区々であったが、学校給食の実施に必要な経費は、原則として、小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者がそれぞれ分担することを定めた」と述べています。しかし、続けて、「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経費負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他のものが、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」と明確に述べています。

保護者の経費負担の現状をみるなら無料化に踏み出すべきではないか。町長の見解を、改めて伺います。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2 番目のご質問でございます学校給食の無料化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本件につきましては、これまで、過去の議会におきましても平岡議員等から同様の質問を何回かいただいて、その都度、答弁をさせてきていただいたところではありますが、改めて、お答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、学校給食は、学校給食法に基づき実施をしているところであり、学校給食法では、適切な栄養の摂取による健康の保持増進。また、食事について正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う。3 つ目に、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。また、4 つ目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。5 つ目に、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。また、6 つ目に国や地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。7 つ目に、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

なかなか、その目的が、こうして文書で書くと難しい表現で示されております。

そういう意味で、7つのそういう目標が学校給食には求められており、学校給食は単に空腹を満たすものではないことは十分、それぞれが理解をしているところであります。

ただ、その経費の負担につきましては、同法第 11 条に規定されているところであり、施設と設備、また人件費、これは設置者が負担をし、食材費は保護者が負担をするということが原則だということでございます。

ただ、これは原則であって、決して無料化をしたらだめだということではないということも、私も十分理解はしております。

こうした規定がある中、本町においては、平成 27 年度から、学校給食の地産地消及び質的向上事業によって、地域生産の農林水産物及びその加工品を積極的に活用し、それらの消費拡大及び生産性の向上を促進するとともに、児童生徒等への食育の推進に要する食材費相当分を補助し、給食の質的向上、農林水産業及び商工業の振興並びに子育て支援施策の推進に努めているところでございます。

あわせて、給食費の基本月額である、幼稚園が月額 2,600 円、小学校 4,200 円、中学校が 4,600 円の半額を助成し、保護者の負担の軽減を図っているところであり、保護者の負担額につきましては、平均して 1 食当たり約 120 円、これをご負担していただいている計算となります。

給食会計は、児童・生徒の保護者からいただいている給食費の総額約 2,600 万円は、全て食材費に充当をしておりますが、食材費は年間約 7,900 万円、今、かかっておりまして、教職員等から徴収する給食費のほか、町からの補助金 4,300 万円を加えて賅っているところであり、安心・安全で良質な給食の提供に努めております。

なお、経済的に困窮しているご家庭のお子様に対しては、佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則によって、給食費の全額も支給をさせていただいているところであります。

また、その他の施策として、全ての家庭に対しては、ご存じのように佐用町立小中学校子育て支援助成事業によって、中学校では給食費を上回る額の子育て支援券による経済的な支援によって、子育て世帯への経済的支援をさせていただいているところであります。

本町では、そのように、他の自治体と比較していただいても、遜色のない子育て支援に取り組んでいるというふうに考えておりますが、あらゆる施策を無料化すれば、当然、子育て世代の経済的負担は大きく軽減をすることは、それは言うまでもないことでありますが、やはり、私は、子育ての主体といえますか、それは、保護者、親が担うものであるというふうに思いますし、また、家庭において、丈夫な体をつくるための食生活、その基本は、それぞれの家庭にあるということは、いうまでもないというふうに考えます。

そのように、保護者と行政、それぞれが責任を担うことによって、子供たちの食生活を十分豊かにし良質の学校給食を提供することが可能であり、現行の半額助成という形、そして質的向上により地産地消で町内のそうした生産される食材、また、加工されている食材を使って、おいしい、また、栄養のある、また、現在、今年なんかも、非常にインフルエンザが流行をしましたけれども、免疫力を高める、そうした給食を提供していきたい。そういう食生活を進めたいということを考えておりますので、現行の半額助成を無料化するということは考えておりません。

町といたしましては、持続可能な行政運営と未来への挑戦のバランスを考慮しながら、総合的な見地をもって、まちの未来を担う子供たちに望ましい教育、子育て環境を提供し、また、安心して子供たちを産み育てることができるよう、子育て世代への応援施策に、今後とも取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 町長も学校給食がどういうふうなことで成り立っているかという法的な根拠も示されました。

当初、学校給食法ができた時に、文部省が制定の趣旨として上げられているのが、町長、答弁された部分とも重なりますけれども、学校給食は、小学校等における教育目的の実現を期するために実施されるもので、これは児童に望ましい食事に関する経験を重ねさせ、それによる食生活の科学的、合理的進歩向上をめざしている。

このように学校給食を通して児童が日常の食生活に関し、合理的な営みを学びとることは、単に児童の幸福に資するのみではなく、我が国民の食生活の改善の観点からも、極めて重要なことであると、これ法制定の趣旨として、まず、最初に述べられています。

町長、今、法制定の時の根拠なりまぐらの部分がありますけれども、こういうふうにあって、町長、半額補助をしているからということでありまして、今の半額補助の根拠として、地産地消なり、質的向上なり、それから商工業の発展なりということを上げられましたけど、半額でとどまっているというのは、端的に言って、町長、これで今、町長が言われたような食育の推進なり、執行上に、それでもうよしとするということで、半額でとどまっているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、こうして半額を行政が持って、半額、それなりの一部半額になりますけれども、これは子供を育てる一番主体になるご両親、両親なり保護者、親が、こういう子供の食事等に関して、一番基本的な、これはものでありますから、これは親が負担をすべき。逆にね。すべき。負担をしたほうがいいと。環境として、考え方として、そういう判断をしているわけです。

ですから、財政的にどうか、そういう観点から、この半額にとどめているというつもりはありません。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 先ほどの、ここの目的って、学校給食法の目的として、先ほどの趣旨ですけれども、法の目的としては、学校給食は、児童の心身の健全な発達に直接に役立つのみならず家庭および地域社会における日常の食生活の合理化に重要な役割を果し、ひいては国民の食生活改善という現下の緊急課題の解決にも寄与することができると、家庭で、根本は親なりが子供の子育てについては責任を持つのが、そういうことだから、親も経費的には半額持って、持つべきだと、町長、そういうふうに言われるんですけれども、学校給食については、今、目的にも述べたように、心身の健全な発達、義務教育ですから、それまでの間は、国なり、その地域なりが責任を持って、そういうふうにするという方法、

学校給食法の目的でもありますから、やっぱり家庭で、それは半分持つということで、それは足りるということでは、私、この学校給食法の趣旨なり、目的からしたら、やっぱり育てるのは、地域なり、国なり、国の責任としても、これは上げているわけですから、設置者としても責任は、こういうふうにして、目的と趣旨として上げられているわけですから、この点からいっても、保護者に、そのまま、それを負担を求めるとというのが、私は、法の趣旨なり目的からしたら、この学校給食は、やっぱり設置者なりいっても、憲法上の裁判所の判断も憲法の義務教育のなりにはならないと、最高裁の判断もありました。

ありましたけれども、しかし、法の趣旨から、学校給食の趣旨からすれば、こういうふうな、やっぱり保護者の負担をなくしていくというふうなほうが、全国的にも学校給食の無料化は広がっている。

1つの町長、施政方針でも言われた、子育て政策にも取り組んでいくという中で、これはわかりやすい施策だと。半額補助というのは、ちょっと、アピールもしにくいと。町長の場合は、決断ひとつですけど、なかなかアピールはしにくい。学校給食は無料にしますよというふうになれば、佐用町は、子育て支援に取り組んでいるんだなというふうなアピールにもなる。

私、そういうふうに思うんですけども、町長の判断ひとつですけども。持つべきだと言われるんですけども、対町民的にもそうですし、対外的にも佐用町の取り組みとして、この施策として大きな無料化に取り組むというふうなことがあってもいいんじゃないかと、再度お聞きします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 対外的に、無料にしていますと言ったほうが、それは、今、金谷議員が言われるように、私としても施策のPRにはなるということは、よくわかります。

ただ、私は、そんなことは求めておりません。

私は、自分なりに、子育てということに対して、子供の教育なり親の責任ということに対しての自分なりの、そうしたポリシー、信念を持っておりますので、やはり、親としても、幾らかの自分で、ちゃんと子供を、言ったら食べさせているという、その実感というものは、当然、この食事の面でも持つべきだと思っております。

ですから、そのほかの施策を加えて、そうした軽減については、いろいろと取り組んでいるということを申し上げたところであります。

私の、それは信念です。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 町長の信念はお伺いしました。

次の質問に移ります。

三日月支所の健康増進施設計画を町の拠点にということで、前回に引き続き、お伺いします。

三日月支所の健康増進施設の設置について、前回の一般質問では、三日月文化センターの機能と一体的に考えるとのことでした。引き続きこの件について伺いますが、三日月文

化センターを改修して使用する場合の改修費の積算額は幾らか。

文化センターと一体的なものにするとしても、町全体の健康増進の拠点として、すべきではないか。

町長の見解をお伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの3番目のご質問でございます三日月支所に関するご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、三日月支所につきましては、今後、大規模な改造を行い、地域住民の方が交流し活用できる文化センター機能などを併設した新しい支所庁舎として位置づけたいというふうに考えております。

三日月支所を、いわゆる町全体の健康増進施設にするという計画、そういう計画は、今のところ持っておりませんので、まず、その点、お答えをさせていただきます。

1点目の三日月文化センターを改修して使用する場合の改修費の積算額、概算幾らかということでございますが、三日月文化センター、今の現在の文化センターは、昭和54年3月に竣工して、この3月で、ちょうど丸40年が経過をする施設であります。

建物の躯体本体を含めた経年劣化が非常に激しくて、ちょうど、昭和50年ごろの建物というのは、建築資材的にも、かなりいろんな問題があったころです。そういうことも含めて、非常に劣化が激しいと。そのために、雨漏りも等も多々発生をしている状況でございます。

また、耐震工法が強化された昭和56年以降の建築基準法改正以前の当然、建築物であるために、今後も、これを使用しようとする場合は、無論、大規模な耐震化ということも含めた大規模な改修が必要となってまいります。

また、そうした改修をしたとしても、先ほど申しましたように、建物全体が、非常に劣化が激しくて、建築躯体の素材そのものがよろしくないということで、もう耐用年数には、当然、限度があります。

そのために、改修経費をかけても、なかなか十分に、それを長く使うということができませんが、そういうこともわかった上で改修をしようとした時に、これは、なかなか幾らぐらいかかるかと言われても、どこまで改修するかによって、大きく違ってまいります。

ただ、そのためにも、その費用を算出しようとするれば、かなり詳しく改修設計の調査をして、設計をしなければならないということで、それも非常に、ある意味では無駄な経費になりますので、そういうことを行う、私はつもりはありませんが、公共施設等の総合管理計画策定要請なんかで示されている試算基準単価ですね。そういうものから平米幾らぐらいということを算出してきますと、やはり2億を超えるものをかけないと、ある程度の改修はできないと。

だから、当初、建設された時が幾らだったか、ちょっとわかりませんが、現段階で、そういう以上のお金がかかるということであれば、あまり改修をして、これを活用するということは、考えないほうがいいということになるかと思えます。

次に、2点目の文化センターと、今の支所ですね、支所庁舎を一体的にするにしても、町全体の健康増進の拠点とすべきではないかというご提案でございますが、昨年の12月議会の金谷議員からの一般質問でも、そうした趣旨を答弁させていただいたところでありますが、三日月支所庁舎の今後の活用計画について、説明をさせていただきますが、当然、

現在の三日月支所という機能、これはやはり、今後も支所がある以上、機能を保っていかなければならないということでもあります。

それと、三日月支所も、かなり使っていないスペースが多いので、それは、いろいろと、これから活用をしていく計画をつくるわけですが、そうはいつでも、限られた、ある意味では、また、逆にスペースです。

ですから、そんなに大きなスペースが確保できるわけではありませんので、その活用については、現在の建物を内部を改修をして、当然、活用するというので、それ以上、例えば、文化センターを取り壊したところに増築をしてまで、いわゆる整備をしようということは、今のところ考えておりません。

現在の文化センター機能を、まず、支所庁舎に、それぞれ全面移転をさせて、1階部分の西フロア等に住民交流広場、図書コーナー、けんこうの里三日月から機器の一部を移転させたトレーニングコーナー、そういうものも設置をする計画、考え方を持っております。

それから、東のほうの、正面へ入って、玄関から東のフロアにつきましては、現在も三日月支所事務所として、使っているわけですが、そこについては、特段の変更はない。その部分を三日月支所として、今後も使うということでもあります。

ただ、セキュリティの観点から、当然、今後、文化センターの機能を持たせると、当然、不特定多数の人が、それぞれ時間的にも、かなり夜も出入りがあります。そうした中で、支所部分等については、やはりきちっとした管理をしなきゃいけない。セキュリティをきちっとしなきゃいけないということですから、当然、中の間仕切り、そして、きちっとした施錠ができる、そういう改修が必要だというふうに思います。

それから、1階の北側の奥に部屋があります。そういう北側のほうの空いている、現在の部屋につきましては、三日月の地域づくり協議会の事務所等を移転をする計画です。

また、2階部分ですね。現文化センターの大小会議室が、この2階部分に、現在の文化センターの会議室の機能、こういうものを、移転をして、整備をしたいというふうに思っております。

なお、現在2階には、福祉センター大ホールという形で、あしてホールがございます。これも、そうしたホールとしての活用。また、現在の佐用町の文化ホールでも使っておりますけれども、大会議室としても、集会室としても使えるわけです。そういう形で、現在の老人福祉センターとしてつくられております大ホール、これもあまり活用されていないので、これをまた、活用ができるように考えたいというふうに、思っております。

また、3階の一部、また、4階、これは、当然、町のほうには、長期保存が必要な役場各課の書類等の保管室、それも要りますし、また、旧三日月町の商工会が区分所有をしておられます4階部分ですね、これについては、商工会においても、中で十分活用が、ほかの部屋が使用できれば、特段、商工会としてもって管理をする必要性がないということで、それは「譲渡をします。」ということの方向でお話をいただいておりますので、それも、そうした、いろいろな会議なり、活用、催し物なんかにも使えるようにしていきたいと思っております。

また、当然ですが、今度の改修に当たりましては、現在、佐用町も佐用町地球温暖化対策の実行計画をつくりましたけれども、それに基づいて、大規模改修においては、空調、照明、そうした施設について、省エネ対策の工事も、当然、取り入れて、省エネ対策を行っていききたいと思っております。

ただ、そのトレーニングコーナー、健康増進ですね、それにつきましては、比較的使いやすい、危険性の低いもの。というのは、筋力アップですね。そういう機器は、なかなか設置して、かえって事故が起きる可能性もあり、体の筋肉等を傷めるという危険性もあるということもありますので、そういう筋力アップをする目的のような健康器具は置かずに、

健康増進に役立つ機器等を自由に使っていただけるような形で設置したらどうかという計画です。現在のところは。

そのためには、現在のけんこうの里三日月のトレーニングルームにある機器、使えるものもあるとは思いますが、その使えるかどうかというのも、よく検討して、当然、新しくすべき、安全性や耐久性等を考慮して、必要に応じては、新たな機器を導入することも、これも当然、検討していいのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、いわゆる筋トレ用の機器、これを支所に設置することは、かなりこれ専用のインストラクター等も、本当に配置をしないと、そうした危険性もありますので、そういうことが配置をする、今のところは計画は持っておりませんので、安心して使えるような機器を、設置替えをしたいと思っております。

それから、町全体の健康増進の拠点とすべきではないかということ、このことは、金谷議員も以前から、そのように提案をされるんですけども、先ほど、ご説明をさせていただいたように、三日月支所につきましては、いわゆる文化センターの機能、その前に支所機能ですね、これを、ちゃんと、しっかりと、確保しなきゃいけないということでありまして、現在の三日月支所の建物の空き室や、いろんなところを、そういう形で、今言いましたような形で計画をしていきますと、そんなに、十分広く、いろんなことができるということではできません。

ただ、4階なんかの会議室なんかについては、下にマットなんかを引いて、今、健康体操とか、百歳体操とか、いろんなことを取り組んでおられます。だから、そういうことにも、皆さんが十分使えるように、そんなスペースにしたらいいかないかなということ、指示をしております。

また、そういう、今後、いろいろな、今、利用されている方等にも、どんな改修をしたらいいか、どんな設備が必要かというようなことも、当然、皆さんからのご要望、ご意見なんかも聞かせていただいて、検討をしていきたいと思っておりますし、この件については、十分検討はしておりませんが、例えば、子供たちの柔道教室なんかの、現在、陣屋門のところで、建物で、昔の広業館の建物が使われているんですけども、その建物なんか、非常に危険な状態になっています。

非常に、人数、児童数、生徒数は少ないんですけども、今言う、健康増進に使うような、畳敷きのような形にして、そうした柔道なんかの練習なんかにも使えるようなことも、できるだけ、使う人の人数が、どっちにしても、どれにしても少ないので、多目的に有効に使えるようなことを、当然、ここは考え、工夫をしたらいいかないかなということをおもっております。

そうした中で、要支援者とか、介護予防の、今、先ほど申しました運動機能の向上ですね、そうしたことを取り組める、そうした中身については、ある程度、健康づくりに資するような目的を持って、改修を計画をしたいなというふうに思っております。

ただ、佐用町の健康増進の拠点と言っても、やはり、それぞれ、温水プールは、温水プールとして、いろいろと、今、高齢者の方も、かなり使っていておりますし、また、それぞれの体育館、そういうのも、当然、各地域にあって、そこでの、いろんなスポーツなんかも行っておられますし、そういう意味で、1カ所に集めて、それを健康の拠点というようなわけには、施設の大きさからしても、場所的にも、敷地的にも、非常に、そんなに大きいところではありませんので、それは、そんな無理はできないと思っておりますけれども、現時点で、そうしたことを、十分、検討し、今年度、来年度、検討しながら、できるだけ早く整備に着手して、皆さんに、便利に、また、有効に使っていただけるように考えていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） 今回の健康増進施設の提案については、佐用町が平成 28 年度から平成 32 年度まで、佐用町健康増進計画、これに則った中での、そういう提案なんですけれども、この中で、健康増進計画の中で、健康というのは運動だけではなく、栄養や食生活の面でも健康づくりが大切だというふうな位置づけです。

その中で、行政の取り組みとして、働き盛りの人へ「食」についての知識の普及とか、それから、地域において、積極的に食生活改善普及活動をする人材を養成。食や健康に関する各種教室、栄養指導。体重コントロールを実践する意欲のある人に学習の機会を提供するというふうなことで、食生活に関しては、こういうふうなこと。

現状で、この健康増進計画に則った行政の取り組みとして上げられたいというのは、今、私が言いましたようなことについては、どういうふうな現状でしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。

健康増進計画につきましては、先ほど、議員がおっしゃられましたように、平成 28 年度からの 5 年間の計画ということになってございます。

それで、具体的な取り組みといたしましては、例えば、特定健診でありますとか、そういった健診において、要指導が入ったような方につきまして、特に、メタボ、それから、高血圧、そういった方については、食生活の改善ということで、塩分を控え目にしてとか、そういったことで健診後の生活指導とか、そういったことについての取り組みは、毎年、教室をもって取り組んでいるという現状でございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） まあ、ここに上げられている、課長言われたのは、行政の中で、取り組む中で、公的、行政が取り組むべき中の一部だというふうに思いますけれども、そういうふうな、私は、その拠点として、提案したのは、こういうふうな 1 つのモデル的な、佐用町として、健康づくりに取り組む上での食生活についても、今言いましたような行政の取り組みとして上げられているような健康に関する各種教室、栄養指導、訪問指導等の充実を図ると、そういう施設にしてはどうかというふうな提案。

それから、運動の運動事業については、行政の取り組みとして上げられているのが、住民による自主的な活動につなげるために運動教室の開催、指導者を育成。地域における運動実践グループの活動を育成・支援。先ほど、課長が言われた健診結果等で要指導となった人等を対象に個人の体力や健康状態に応じた運動指導を行う。高齢者等の外出を支援するためにさよさよサービス等を提供すると、高齢者の方の外出を支援するために、拠点をつくって、さよさよサービスを利用していただくというふうなことを、計画の中にも、こ

ういうふうに上げられていますから、町長言われるように、13 地域づくり協議会ごとぐら
いに、そういう施設があればいいんでしょうけれども、とりあえず、私は、三日月の支所
が空いているということですから、それを拠点として、地域に広げていくと、そういう取
り組みの端緒として、三日月を、そういう拠点にしてはどうかというふうな提案なんです
けれども、今、言われました、健康についての健康活動、運動について、今の行政の取り
組みとして、2 番目に上げられているのが、年間を通じて利用できる運動施設の整備、活
用を推進しますと、1 つは、これあめんぼのプールのことだとも思うんですけれども、そ
ういうふうな全体の佐用町の健康増進を図る上で、施設の検討ということで、けんこうの
里三日月の今あるやつを、ただ単に移転するのではなくて、改めて、そういう健康増進の
体を鍛えるというのではなくて、介護予防の観点からも、そういうふうなことは、健康増
進計画の中にも述べられておりますから、そういうやっぱり、健康増進施設としての拠
点は、私、必要だと思うんですけれども、改めて、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほども、るるお答えをさせていただきましたけれども、支所等の、
今、建物の使えるスペースですね。物理的に可能なスペース、それは、いろいろと機能
を持たせなきゃいけない中で、限られているということ。その中で、そうした健康増進につ
いても、これは、やはり地域の 1 つの拠点として、文化施設であり、また、健康増進施設
であるという性格も持たせなきゃいけない。

だから、そうした健康体操とか、今、言いました百歳体操とか、地域で皆さんが集まっ
て介護予防事業なんかにも取り組んでいただく。こういうことにも十分活用ができるよう
にしたいということは、今、申し上げたとおりです。

ただ、高齢者の皆さん方も、そんなに、さよさよサービスを利用したり、それぞれ、自
分で乗ってきたりということであったとしても、どこか 1 カ所に集まってということも、
それは、指導するほうも、なかなか難しいですし、現在も各地域で、そうした取り組みが
なされております。

ですから、それは、別にそこに集約をすべきものでもなくて、各それぞれの地域に、い
ろいろな使える施設がありますから、そこを十分に活用していただきながら、便利に、そ
れも継続して、長く続けられるように使っていただくのが一番大事だというふうに思っ
ておりますので、支所としての改造するに当たっては、そういう目的も持って、当然、計
画をするということだけは申し上げておきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） この健康増進計画の中で、現状を分析。現状ですから、平成 26 年
度ですけれども、その中で、佐用町の受診件数は多い順に見ると「内分泌、栄養及び代謝
疾患」が最も高く、次いで「循環器系の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」、こ
ういうふうに分析して、何で、こういうふうなことを言うといえますか、そういう拠点施
設をつくって、佐用町では、こういう疾病が多いですよと、健康づくりに、健康増進に取
り組んでいきたいと思いますということを、そういう拠点をつくった上でやっていくと、私、今、

けんこうの里にある機器を、ちょっと、より分けしたら、インストラクター、その指導とか、インストラクターもそうですけれども、保健師とまではいきませんが、ある程度、専門家が配置も私、必要だと思いますから、それを全町、13地域づくり協議会で、そういう指導者も配置するというのは、なかなか難しいですから、1つの拠点として提案しているのは、三日月支所を、それを活用すると。文化センターの機能もある程度あわせもったと言われますけど、ホールなんかを同時に福祉センターにしても、あのホールにしても、なかなか使い勝手が悪いというか、町全体のホールとしては、おりひめ文化ホールがありますから、全体として、そういうふうにして、会議室として、私は、あれ使うのはどうかと思いますから、そういうふうな天井も高いですから、健康増進室のトレーニングルームのほうに、私は、大きなウエイトを置くべきだと、そういうふうに思います。

文化センター、それ、ある程度、前回の質問でも支所長のほうから利用の実態も言われましたけれども、大きな人数、多くの人で、いっぺんに使うことということではないですから、会議室なりは、それほど、検討しなければいけませんけれども、そんなに多くの会議室なり、広さが要るものではないというふうに思うんですけれども、町長言われたように、利用者の方とか、近隣の意見も参考にして、これから検討していくということですが、今の町長の頭の中にある今の現状のことを、また、それは、もうちょっと私は、多く健康増進施設のスペースを割くべき、私は、思うんですけれども、そういうことも踏まえた上での検討されるということでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 具体的な、それぞれの高齢者の方、また、そういうだけではなくって、町民の皆さんが健康づくりのために、いろんな取り組み、スポーツなり、また、そうした食事の食生活の改善とか、そういうところへも参加したりされております。それは、そのもとになるのは、佐用町の、そういう健康計画であり、また、この取り組みについては、保健師だけではなくって、栄養士や、そうした職員なんかと一緒に状況、実態を調査して、何を改善すべきか、そういうことも捉えて、皆さんに、お知らせをして、何とか、健康な生活を送っていただけるような、まちづくりに取り組んでいるということで、そのための1つの大きな事業として、1月の末に行っているような健康フェスティバルというような形で、いろんな子供たちの、ああした駅伝も含めて、あと、いろいろな身体測定とか、また、現在、佐用町の町民の皆さんの疾患が、どういうことが多いのか、どういうことをすれば、改善ができるのかというようなことも、ああして、担当者のほうは、いろいろと工夫をして、PRをしているということです。

そういう中で、先ほど、言いましたように、各地域に百歳体操などを広めていって、そこで、百歳体操をするだけじゃなくって、ほかのことも含めて、食事のことなんか含めて、やっぱり担当者がそこで行って、指導なんかもさせていただいておりますからね、全体の健康づくりについて、取り組みを、それぞれの現場で、地域で進めていくということが大事かと思えます。

そういう中の1つとして、当然、小さな公民館なり集会所とするよりは、三日月の支所というのは、少なくとも、スペースは、そんなに大きくはないですけども、そういうこと比べれば、かなりのスペースもとれると思うんですよね。そこは、そういう活用の中で、今後、それぞれの担当者のほうで、そこをうまく利用して、もっと大きく広く呼びかけて、皆さんに集まっていただくと、そこで、そういう事業に取り組んでいただくという

ようなことも、今後、それは、その施設をうまく活用、それぞれの担当者が活用したら、活用すべきことであり、こちらが、最初から、これをやります。これをやります。これをやりますと、そんな計画までは、なかなか実施できません。実際は、そうした、それぞれの担当者が考えて、町民の皆さんのために、取り組んで、ずっと年次的に取り組んでいくということが大事なんであって、そういうある程度柔軟に使える施設ということで、計画をつくっていけばいいというふうに、私は思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） この健康増進計画にありますように、その計画たてるだけではなしに、真に町民の健康増進施設になるような検討を求めて、私の質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 金谷英志君の発言は終わりました。
お諮りします。あと 4 名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 1 0 分 散会